

目 次

津市規則

津市廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

津市告示

津市下水道排水設備指定工事店の指定

公示送達

国民健康保険被保険者証の無効

公示送達

市道路線の区域変更

市道路線の供用開始

津市議会定例会の招集

放置自転車等の撤去及び保管

平成26年産水稻に適用する共済掛金等

公示送達

公示送達

津市公告

津市森林整備計画変更の案の縦覧

建設工事等の事後審査型条件付一般競争入札の執行

国土調査法による地図及び簿冊の作成

下水道区域の供用開始区域

開発行為に係る工事の完了

津市教育委員会訓令

津市学校サポートセンター設置規程の一部を改正する訓令

津市教育委員会告示

津市教育委員会の開催

津市教育委員会の開催

津市教育委員会の開催

津市教育委員会の開催

津市選挙管理委員会告示

農業委員会委員選挙人名簿の縦覧場所

選挙人名簿に登録された者の氏名等を記載した書面の縦覧場所

在外選挙人名簿に登録された者の氏名等を記載した書面の縦覧場所

選挙人名簿からの抹消者

津市廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年2月21日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第7号

津市廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

津市廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例施行規則（平成18年津市規則第125号）の一部を次のように改正する。

第6条第1号を削り、同条第2号中「津市クリーンセンターおおたか」を「津市西部クリーンセンター及び津市クリーンセンターおおたか」に改め、「納入期限までに」の次に「別に定める」を加え、「投入券（第2号様式」を「搬入券（第2号様式その1又はその2」に改め、同号に次のただし書を加え、同号を同条第1号とする。

ただし、一般廃棄物収集運搬業者以外の者で搬入券により納付することができるものについては、別に定める納入通知書により納付することができる。

第6条第3号を同条第2号とし、同条第4号中「運搬車の最大積載量に応じた清掃センター使用券（第3号様式）を購入すること」を「搬入の都度施設使用申請兼領収書（第3号様式）」に改め、同号ただし書を削り、同号を同条第3号とし、同条第5号を同条第4号とする。

第7条中「第6号様式」を「第4号様式」に改める。

第2号様式を次のように改める。

第2号様式その1（第6条関係）

搬入券

| | |
|-----------------|--|
| 搬入日 | |
| 車両番号 | |
| 最大積載量 | |
| 総重量 | |
| 空車重量 | |
| 正味重量 | |
| 単価 (10kg当たり) | |
| 使用料 | |
| 搬入者名 | |
| 領収日付印 | |
| | |

津市西部クリーンセンター

領収書

| | |
|-----------------|--|
| 搬入日 | |
| 車両番号 | |
| 最大積載量 | |
| 総重量 | |
| 空車重量 | |
| 正味重量 | |
| 単価 (10kg当たり) | |
| 使用料 | |
| 搬入者名 | |
| 領収日付印 | |
| | |

津市西部クリーンセンター

第 2 号様式その 1 の後に次の 1 様式を加える。

第2号様式その2（第6条関係）

搬入券

| | | | |
|-----------------|----|-------|--|
| 搬入日 | | 時刻 | |
| 計量回数 | | 車両番号 | |
| 品名 | | | |
| 搬入者名 | | | |
| 地域名 | | | |
| 搬入回数 | | | |
| 総重量 | kg | 領収日付印 | |
| 空車重量 | kg | | |
| 正味重量 | kg | | |
| 単価 (10kg当たり) | 円 | | |
| 使用料 | 円 | | |

津市クリーンセンターおおたか

領収書

| | | | |
|-----------------|----|------|-------|
| 搬入日 | | 時刻 | |
| 計量回数 | | 車両番号 | |
| 品名 | | | |
| 搬入者名 | | | |
| 地域名 | | | |
| 搬入回数 | | | |
| 総重量 | kg | kg | 領収日付印 |
| 空車重量 | kg | | |
| 正味重量 | kg | | |
| 単価 (10kg当たり) | 円 | | |
| 使用料 | 円 | | |

津市クリーンセンターおおたか

第3号様式を次のように改める。

第3号様式（第6条関係）

施設使用申請兼領収書（正）

| | | | |
|-------|----|-----|--|
| 時刻 | | 年月日 | |
| 回数 | | 車番 | |
| ごみ種 | | | |
| 地区 | | | |
| 搬入区分 | | | |
| 処理区分 | | | |
| 総重量 | kg | | |
| 空車重量 | kg | | |
| 正味重量 | kg | | |
| 最大積載量 | kg | | |
| 使用料 | 円 | | |
| 備考 | | | |

津市（白銀環境清掃センター）

施設使用申請兼領収書（副）

| | | | |
|-------|----|-----|--|
| 時刻 | | 年月日 | |
| 回数 | | 車番 | |
| ごみ種 | | | |
| 地区 | | | |
| 搬入区分 | | | |
| 処理区分 | | | |
| 総重量 | kg | | |
| 空車重量 | kg | | |
| 正味重量 | kg | | |
| 最大積載量 | kg | | |
| 使用料 | 円 | | |
| 備考 | | | |

津市（白銀環境清掃センター）

第4号様式及び第5号様式を削る。

第6号様式中「あて先」を「宛先」に改め、同様式を第4号様式とする。

附 則

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 改正後の津市廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後の津市西部クリーンセンター、津市クリーンセンターおおたか及び津市白銀環境清掃センターの使用について適用し、同日前の津市西部クリーンセンター、津市クリーンセンターおおたか及び津市白銀環境清掃センターの使用については、なお従前の例による。

津市告示第23号

津市公共下水道条例（平成18年条例第201号）第6条第1項の規定により、指定工事店を次のとおり指定したので、同条例第17条第1項の規定により告示する。

平成26年2月17日

津市長 前葉泰幸

指定した工事店

| 工事店名 | 所在地 | 指定期間 |
|----------------|---------------------|--------------------------------|
| 有限会社 石田設備工業 | 四日市市曾井町東垣内 766の2 | 平成26年 2月15日から 平成29年 3月31日まで |
| | 鈴鹿市稻生こがね園 17番10号 | 平成26年 2月15日から 平成29年 3月31日まで |

津市告示第24号

下記の者の差押調書（謄本）、配当計算書（謄本）及び充当通知書は、住所居所不明のため、送達することができないので、地方税法第20条の2の規定により公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、津市政策財務部収税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成26年2月18日

津市長 前葉泰幸

記

| 送達を受けるべき者の住所 | 送達を受けるべき者 | 送達を受けるべき文書 |
|-----------------------|-----------|--------------------------|
| ○○○○○○○○○○○○○ ○○○○ | ○○ ○○ | 差押調書（謄本）、配当計算書（謄本）、充当通知書 |

注意：地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに、書類の送達があったものと見なす。

津市告示第25号

下記に係る国民健康保険被保険者証は無効であることを告示する。

平成26年2月18日

津市長 前 葉 泰 幸

記

国民健康保険被保険者証

| 記号番号 | 交付年月日 | 無効となった日 |
|---------|------------|-------------|
| 8156617 | 平成25年10月1日 | 平成26年1月27日 |
| 9206996 | 平成25年10月1日 | 平成25年12月28日 |
| 9217283 | 平成25年10月1日 | 平成26年1月18日 |
| 9223210 | 平成25年10月1日 | 平成26年1月31日 |

津市告示第26号

下記の者の差押調書（謄本）、配当計算書（謄本）及び充当通知書は、住所居所不明のため、送達することができないので、国民健康保険法（昭和13年法律第60号）第78条により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、津市健康福祉部保険医療助成課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成26年2月19日

津市長 前葉泰幸

記

| 送達を受けるべき者の住所 | 送達を受けるべき者 | 送達を受けるべき文書 |
|----------------------|-------------------------------------|----------------------|
| ○○○○○○○○○○ ○○○○○○ | ○○○○○○○ ○○○ ○○○○○ ○○○○○○ ○○○○ | 差押調書（謄本） |
| ○○○○○○○○○○○○○○ | ○○ ○○ | 配当計算書（謄本） 及び充当通知書 |

津市告示第27号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更した。

その関係図面は、津市建設部建設政策課において、告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成26年2月19日

津市長 前 葉 泰 幸

1 路線名 1274 浜田長岡線

道路の区域

| 区域 | 新旧の別 | 幅員 (m) | 延長 (m) |
|--|------|---------|--------|
| 津市一身田町字六ノ坪377番1地先 から 津市一身田町字六ノ坪374番1地先 まで | 旧 | 5.1～5.1 | 52.0 |
| 津市一身田町字六ノ坪377番1地先 から 津市一身田町字六ノ坪374番1地先 まで | 新 | 9.0～9.0 | 52.0 |

2 路線名 1002 河芸町島崎町線

道路の区域

| 区域 | 新旧の別 | 幅員 (m) | 延長 (m) |
|--|------|----------|--------|
| 津市白塚町字境1573番4地先から 津市白塚町字境1581番4地先まで | 旧 | 8.0～8.0 | 123.7 |
| 津市白塚町字境1573番4地先から 津市白塚町字境1581番4地先まで | 新 | 8.0～19.1 | 123.7 |

3 路線名 0101 久居藤水線

道路の区域

| 区域 | 新旧の別 | 幅員 (m) | 延長 (m) |
|----------------------------|------|-----------|--------|
| 津市久居野村町字北小膳田 912 番地 先から | 旧 | 4.9～5.0 | 45.0 |
| 津市久居野村町字北小膳田 916 番地 先まで | | | |
| 津市久居野村町字北小膳田 912 番地 先から | 新 | 11.9～14.1 | 45.0 |
| 津市久居野村町字北小膳田 916 番地 先まで | | | |

津市告示第28号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始した。

その関係図面は、津市建設部建設政策課において、告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成26年2月19日

津市長 前葉泰幸

| 整理番号 | 路線名 | 供用開始の区間 | 供用開始年月日 |
|------|---------|-----------------------|----------------|
| 1002 | 河芸町島崎町線 | 津市白塚町字境1573番4 地先から | 平成26年 2月19日 |
| | | 津市白塚町字境1581番4 地先まで | |

津市告示第29号

平成26年第1回津市議会定例会を次のとおり招集する。

平成26年2月20日

津市長 前 葉 泰 幸

1 招集の日

平成26年2月27日

2 招集の場所

津市議会議事堂

津市告示第30号

津市自転車等の放置の防止に関する条例第12条第2項の規定に基づき撤去し、保管している自転車等について、同条例第16条第2項の規定により次のとおり告示する。

平成26年2月20日

津市長 前葉泰幸

1 放置されていた場所、台数及び撤去した年月日

| 放置されていた場所 | 台数 | 撤去した年月日 |
|-----------------|----|--------------|
| 久居駅周辺自転車等放置禁止区域 | 1 | 平成26年 2月 3日 |
| 久居駅周辺自転車等放置禁止区域 | 1 | 平成26年 2月 4日 |
| 津駅周辺自転車等放置禁止区域 | 1 | 平成26年 2月 7日 |
| 久居駅周辺自転車等放置禁止区域 | 1 | 平成26年 2月 10日 |

2 保管期間

告示の日から90日間

3 連絡先

垂水自転車等保管庫

059-222-6307

津市告示第31号

平成26年産の水稻に適用する共済掛金率等を津市農業共済条例第37条第2項の規定により次のとおり告示する。

平成26年2月25日

津市長 前葉泰幸

農作物（水稻）共済掛金率等一覧表

| 農作物共済の共済目的の種類等 | 農作物共済の種別 | 法第107条第4項の規定による危険段階別 | 単位当たり共済金額 | 共済掛金率 | 共済加入者負担共済掛金率 |
|----------------|----------------------------------|----------------------|--|--------------------------------|----------------|
| 水稻 | 法第106条第1項第1号に規定する金額を共済金額とする農作物共済 | 100分の30 | 農作物危険段階基準共済掛金設定要領（以下「要領」という。）により算出した平成9年産から平成23年産までの水稻の被害率の平均が10.0%以上の農作物共済加入者 | 主食用 205円 飼料用 40円 米粉用 84円 | 1.409 0.704500 |
| | | 2 | 要領により算出した平成9年産から平成23年産までの水稻の被害率の平均が1.6%以上10.0%未満の農作物共済加入者 | 0.635 | 0.317500 |
| | | 3 | 要領により算出した平成9年産から平成23年産までの水稻の被害率の平均が0.5%以上1.6%未満の農作物共済加入者 | 0.514 | 0.257000 |
| | | 4 | 要領により算出した平成9年産から平成23年産までの水稻の被害率の平均が0.001%以上0.5%未満の農作物共済加入者 | 0.469 | 0.234500 |
| | | 5 | 要領により算出した平成9年産から平成23年産までの水稻の被害率の平均が0.001%未満の農作物共済加入者 | 0.454 | 0.227000 |
| | | | 平成24年産の水稻以後新たに共済関係の存することとなる者 | 0.491 | 0.245500 |
| | 100分の40 | 1 | 要領により算出した平成9年産から平成23年産までの水稻の被害率の平均が10.0%以上の農作物共済加入者 | 0.921 | 0.460500 |
| | | 2 | 要領により算出した平成9年産から平成23年産までの水稻の被害率の平均が1.6%以上10.0%未満の農作物共済加入者 | 0.415 | 0.207500 |

| | | | | | |
|--|-----------|---|--|--------|-----------|
| | | 3 | 要領により算出した平成 9 年産から平成 23 年産までの水稻の被害率の平均が 0.5%以上 1.6%未満の農作物共済加入者 | 0. 336 | 0. 168000 |
| | | 4 | 要領により算出した平成 9 年産から平成 23 年産までの水稻の被害率の平均が 0.001%以上 0.5%未満の農作物共済加入者 | 0. 307 | 0. 153500 |
| | | 5 | 要領により算出した平成 9 年産から平成 23 年産までの水稻の被害率の平均が 0.001%未満の農作物共済加入者 | 0. 297 | 0. 148500 |
| | | | 平成 24 年産の水稻以後新たに共済関係の存することとなる者 | 0. 321 | 0. 160500 |
| | 100 分の 50 | 1 | 要領により算出した平成 9 年産から平成 23 年産までの水稻の被害率の平均が 10.0%以上の農作物共済加入者 | 0. 528 | 0. 264000 |
| | | 2 | 要領により算出した平成 9 年産から平成 23 年産までの水稻の被害率の平均が 1.6%以上 10.0%未満の農作物共済加入者 | 0. 238 | 0. 119000 |
| | | 3 | 要領により算出した平成 9 年産から平成 23 年産までの水稻の被害率の平均が 0.5%以上 1.6%未満の農作物共済加入者 | 0. 193 | 0. 096500 |
| | | 4 | 要領により算出した平成 9 年産から平成 23 年産までの水稻の被害率の平均が 0.001%以上 0.5%未満の農作物共済加入者 | 0. 176 | 0. 088000 |
| | | 5 | 要領により算出した平成 9 年産から平成 23 年産までの水稻の被害率の平均が 0.001%未満の農作物共済加入者 | 0. 170 | 0. 085000 |
| | | | 平成 24 年産の水稻以後新たに共済関係の存することとなる者 | 0. 184 | 0. 092000 |
| 法 第 106 条 第 1 項 第 2 号 に規定する金額を共済金額とする農作物共済 | 100 分の 20 | 1 | 要領により算出した平成 9 年産から平成 23 年産までの水稻の被害率の平均が 10.0%以上の農作物共済加入者 | 2. 000 | 1. 000000 |
| | | 2 | 要領により算出した平成 9 年産から平成 23 年産までの水稻の被害率の平均が 1.6%以上 10.0%未満の農作物共済加入者 | 0. 901 | 0. 450500 |
| | | 3 | 要領により算出した平成 9 年産から平成 23 年産までの水稻の被害率の平均が 0.5%以上 1.6%未満の農作物共済加入者 | 0. 730 | 0. 365000 |

| | | | | | |
|--|-----------|---|--|--------|-----------|
| | | 4 | 要領により算出した平成 9 年産から平成 23 年産までの水稻の被害率の平均が 0.001% 以上 0.5% 未満の農作物共済加入者 | 0. 666 | 0. 333000 |
| | | 5 | 要領により算出した平成 9 年産から平成 23 年産までの水稻の被害率の平均が 0.001% 未満の農作物共済加入者 | 0. 644 | 0. 322000 |
| | | | 平成 24 年産の水稻以後新たに共済関係の存することとなる者 | 0. 697 | 0. 348500 |
| | 100 分の 30 | 1 | 要領により算出した平成 9 年産から平成 23 年産までの水稻の被害率の平均が 10.0% 以上の農作物共済加入者 | 0. 723 | 0. 361500 |
| | | 2 | 要領により算出した平成 9 年産から平成 23 年産までの水稻の被害率の平均が 1.6% 以上 10.0% 未満の農作物共済加入者 | 0. 326 | 0. 163000 |
| | | 3 | 要領により算出した平成 9 年産から平成 23 年産までの水稻の被害率の平均が 0.5% 以上 1.6% 未満の農作物共済加入者 | 0. 264 | 0. 132000 |
| | | 4 | 要領により算出した平成 9 年産から平成 23 年産までの水稻の被害率の平均が 0.001% 以上 0.5% 未満の農作物共済加入者 | 0. 241 | 0. 120500 |
| | | 5 | 要領により算出した平成 9 年産から平成 23 年産までの水稻の被害率の平均が 0.001% 未満の農作物共済加入者 | 0. 233 | 0. 116500 |
| | | | 平成 24 年産の水稻以後新たに共済関係の存することとなる者 | 0. 252 | 0. 126000 |
| | 100 分の 40 | 1 | 要領により算出した平成 9 年産から平成 23 年産までの水稻の被害率の平均が 10.0% 以上の農作物共済加入者 | 0. 327 | 0. 163500 |
| | | 2 | 要領により算出した平成 9 年産から平成 23 年産までの水稻の被害率の平均が 1.6% 以上 10.0% 未満の農作物共済加入者 | 0. 147 | 0. 073500 |
| | | 3 | 要領により算出した平成 9 年産から平成 23 年産までの水稻の被害率の平均が 0.5% 以上 1.6% 未満の農作物共済加入者 | 0. 119 | 0. 059500 |
| | | 4 | 要領により算出した平成 9 年産から平成 23 年産までの水稻の被害率の平均が 0.001% 以上 0.5% 未満の農作物共済加入者 | 0. 109 | 0. 054500 |

| | | | | | |
|--|------------|---|--|-------|----------|
| | | 5 | 要領により算出した平成 9 年産から平成 23 年産までの水稻の被害率の平均が 0.001%未満の農作物共済加入者 | 0.105 | 0.052500 |
| | | | 平成 24 年産の水稻以後新たに共済関係の存することとなる者 | 0.114 | 0.057000 |
| 法 第 106 条 第 1 項 第 3 号 に規定する金額を共済金額とする農作物共済 | 100 分 の 10 | 1 | 要領により算出した平成 9 年産から平成 23 年産までの水稻の被害率の平均が 10.0%以上の農作物共済加入者 | 4.015 | 2.007500 |
| | | 2 | 要領により算出した平成 9 年産から平成 23 年産までの水稻の被害率の平均が 1.6%以上 10.0%未満の農作物共済加入者 | 1.809 | 0.904500 |
| | | 3 | 要領により算出した平成 9 年産から平成 23 年産までの水稻の被害率の平均が 0.5%以上 1.6%未満の農作物共済加入者 | 1.465 | 0.732500 |
| | | 4 | 要領により算出した平成 9 年産から平成 23 年産までの水稻の被害率の平均が 0.001%以上 0.5%未満の農作物共済加入者 | 1.336 | 0.668000 |
| | | 5 | 要領により算出した平成 9 年産から平成 23 年産までの水稻の被害率の平均が 0.001%未満の農作物共済加入者 | 1.294 | 0.647000 |
| | | | 平成 24 年産の水稻以後新たに共済関係の存することとなる者 | 1.399 | 0.699500 |
| | 100 分 の 20 | 1 | 要領により算出した平成 9 年産から平成 23 年産までの水稻の被害率の平均が 10.0%以上の農作物共済加入者 | 1.329 | 0.664500 |
| | | 2 | 要領により算出した平成 9 年産から平成 23 年産までの水稻の被害率の平均が 1.6%以上 10.0%未満の農作物共済加入者 | 0.599 | 0.299500 |
| | | 3 | 要領により算出した平成 9 年産から平成 23 年産までの水稻の被害率の平均が 0.5%以上 1.6%未満の農作物共済加入者 | 0.485 | 0.242500 |
| | | 4 | 要領により算出した平成 9 年産から平成 23 年産までの水稻の被害率の平均が 0.001%以上 0.5%未満の農作物共済加入者 | 0.442 | 0.221000 |
| | | 5 | 要領により算出した平成 9 年産から平成 23 年産までの水稻の被害率の平均が 0.001%未満の農作物共済加入者 | 0.428 | 0.214000 |

| | | | | | |
|---|-----------|--|---|--------|-----------|
| | | 平成 24 年産の水稻以後新たに共済関係の存することとなる者 | | 0. 463 | 0. 231500 |
| 100 分の 30 | 1 | 要領により算出した平成 9 年産から平成 23 年産までの水稻の被害率の平均が 10.0% 以上の農作物共済加入者 | | 0. 367 | 0. 183500 |
| | 2 | 要領により算出した平成 9 年産から平成 23 年産までの水稻の被害率の平均が 1.6% 以上 10.0% 未満の農作物共済加入者 | | 0. 166 | 0. 083000 |
| | 3 | 要領により算出した平成 9 年産から平成 23 年産までの水稻の被害率の平均が 0.5% 以上 1.6% 未満の農作物共済加入者 | | 0. 134 | 0. 067000 |
| | 4 | 要領により算出した平成 9 年産から平成 23 年産までの水稻の被害率の平均が 0.001% 以上 0.5% 未満の農作物共済加入者 | | 0. 122 | 0. 061000 |
| | 5 | 要領により算出した平成 9 年産から平成 23 年産までの水稻の被害率の平均が 0.001% 未満の農作物共済加入者 | | 0. 118 | 0. 059000 |
| | | 平成 24 年産の水稻以後新たに共済関係の存することとなる者 | | 0. 128 | 0. 064000 |
| 法 第 150 条 の 3 の 3 第 1 項に規 定する 金額を 共済金 額とす る農 作物共済 | 100 分の 90 | 要領により算出した平成 9 年産から平成 23 年産までの水稻の被害率の平均が 10.0% 以上の農作物共済加入者 | - | 4. 227 | 2. 113500 |
| | 2 | 要領により算出した平成 9 年産から平成 23 年産までの水稻の被害率の平均が 1.6% 以上 10.0% 未満の農作物共済加入者 | - | 1. 905 | 0. 952500 |
| | 3 | 要領により算出した平成 9 年産から平成 23 年産までの水稻の被害率の平均が 0.5% 以上 1.6% 未満の農作物共済加入者 | - | 1. 542 | 0. 771000 |
| | 4 | 要領により算出した平成 9 年産から平成 23 年産までの水稻の被害率の平均が 0.001% 以上 0.5% 未満の農作物共済加入者 | - | 1. 407 | 0. 703500 |
| | 5 | 要領により算出した平成 9 年産から平成 23 年産までの水稻の被害率の平均が 0.001% 未満の農作物共済加入者 | - | 1. 362 | 0. 681000 |
| | | 平成 24 年産の水稻以後新たに共済関係の存することとなる者 | - | 1. 473 | 0. 736500 |

| | | | | | |
|---------------|---------------|--|---|--------|-----------|
| 100 分 の 80 | 1 | 要領により算出した平成 9 年産から平成 23 年産までの水稻の被害率の平均が 10.0% 以上の農作物共済加入者 | - | 1. 392 | 0. 696000 |
| | 2 | 要領により算出した平成 9 年産から平成 23 年産までの水稻の被害率の平均が 1.6% 以上 10.0% 未満の農作物共済加入者 | - | 0. 627 | 0. 313500 |
| | 3 | 要領により算出した平成 9 年産から平成 23 年産までの水稻の被害率の平均が 0.5% 以上 1.6% 未満の農作物共済加入者 | - | 0. 508 | 0. 254000 |
| | 4 | 要領により算出した平成 9 年産から平成 23 年産までの水稻の被害率の平均が 0.001% 以上 0.5% 未満の農作物共済加入者 | - | 0. 463 | 0. 231500 |
| | 5 | 要領により算出した平成 9 年産から平成 23 年産までの水稻の被害率の平均が 0.001% 未満の農作物共済加入者 | - | 0. 448 | 0. 224000 |
| | | 平成 24 年産の水稻以後新たに共済関係の存することとなる者 | - | 0. 485 | 0. 242500 |
| | 100 分 の 70 | 要領により算出した平成 9 年産から平成 23 年産までの水稻の被害率の平均が 10.0% 以上の農作物共済加入者 | - | 0. 387 | 0. 193500 |
| | 2 | 要領により算出した平成 9 年産から平成 23 年産までの水稻の被害率の平均が 1.6% 以上 10.0% 未満の農作物共済加入者 | - | 0. 175 | 0. 087500 |
| | 3 | 要領により算出した平成 9 年産から平成 23 年産までの水稻の被害率の平均が 0.5% 以上 1.6% 未満の農作物共済加入者 | - | 0. 141 | 0. 070500 |
| | 4 | 要領により算出した平成 9 年産から平成 23 年産までの水稻の被害率の平均が 0.001% 以上 0.5% 未満の農作物共済加入者 | - | 0. 129 | 0. 064500 |
| | 5 | 要領により算出した平成 9 年産から平成 23 年産までの水稻の被害率の平均が 0.001% 未満の農作物共済加入者 | - | 0. 125 | 0. 062500 |
| | | 平成 24 年産の水稻以後新たに共済関係の存することとなる者 | - | 0. 135 | 0. 067500 |

津市告示第32号

下記の者の配当計算書（謄本）及び充当通知書は、住所居所不明のため、送達することができないので、地方税法第20条の2の規定により公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、津市政策財務部収税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成26年2月28日

津市長 前葉泰幸

記

| 送達を受けるべき者の住所 | 送達を受けるべき者 | 送達を受けるべき文書 |
|---------------------------------|-----------|---------------------------|
| ○○○○○○○○○○○○○○ ○○ ○○○○○○○○○○ | ○○○ ○○ | 配当計算書（謄本）及び 充当通知書（1月分） |

注意：地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに、書類の送達があったものと見なす。

津市告示第33号

下記の者に対する市税に関する差押調書（謄本）は、居所不明等のため送達することができないので、地方税法第20条の2の規定により公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、津市政策財務部収税課で保管し、送達を受けるべきものから交付の申出があれば交付する。

平成26年2月28日

津市長 前葉泰幸

記

| 送達を受けるべき者の住所 | 送達を受けるべき者 | 送達すべき内容 |
|----------------|-----------|-------------------------|
| ○○○○○○○○○○○○○○ | ○○○○○ | 津市収税第1075 4号差押調書（謄本） |

注意 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに、書類の送達があったものとみなす。

津市公告第20号

森林法（昭和26年法律第249号）第10条の6第3項の規定により、津市森林整備計画を変更したいので、同法第10条の5第7項において準用する同法第6条第1項の規定により次のとおり公告し、当該森林計画変更の案を平成26年2月19日から平成26年3月18日まで公衆の縦覧に供します。

なお、当該森林計画変更の案に意見がある者は、同法第6条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに、津市長に、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができます。

平成26年2月19日

津市長 前葉泰幸

1 津市森林整備計画変更の案の縦覧場所

津市農林水産部林業振興室

津市公告第21号

建設工事等に係る事後審査型条件付一般競争入札を執行しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び津市契約規則（平成18年津市規則第40号）第4条の規定により、次のとおり公告します。

平成26年2月24日

津市長 前葉泰幸

記

別紙のとおり

事後審査型条件付一般競争入札

426022408

| | | | | | | |
|-----------------------------|--|--|--|--------|--|--|
| 公 告 日 | 平成26年2月24日 | | 工 事 担 当 課 | 下水道建設課 | | |
| 工 事 名 | 平成25年度下建公補第38号 上浜排水区雨水管渠築造工事(その2) | | | | | |
| 工 事 場 所 | 津市 島崎町 地内 | | | | | |
| 工 事 概 要 | 管推進工(管径1,100mm) 71m 組立マンホール工 1箇所 | | | | | |
| 工 期 | 契約締結の日から 平成26年9月19日 まで | | | | | |
| 発注業種 | 土木一式 | | | | | |
| 参 加 資 格 に 関 す る 事 項 | 建設業許可 | 特定 | | | | |
| | 所在地要件 | 市内本店 | | | | |
| | 格付要件 | A1・A2 | | | | |
| | 地 域 ・ 格 付 要 件 | 【プロック】 | 【地区】 | 【格付】 | | |
| | | 【プロック】 | 【地区】 | 【格付】 | | |
| | | 【プロック】 | 【地区】 | 【格付】 | | |
| | 同種工事 実績要件 | 過去10年間の官公庁等元請実績で以下のとおり 口径を問わず、公共下水道(本管)の推進工事(共同企業体による工事の場合は、出資比率が20%以上とする。) | | | | |
| | 技術者要件 | 主任(監理)技術者 | 同業種の監理技術者(専任配置) | | | |
| | | 現場代理人 | 常駐配置(監理技術者と兼務可) | | | |
| | | 専門技術者 | 推進工事技士(推進工事施工時における専任配置) (監理技術者・現場代理人と兼務可) | | | |
| | その他の要件 | | | | | |
| 設 計 図 書 の 閲 覧 | 閲 覧 期 間 | 本公告の日から 平成26年3月7日 まで | | | | |
| | 閲 覧 場 所 | 調達契約課・津北工事事務所・津南工事事務所・津市ホームページ「入札情報」 | | | | |
| 設 計 図 書 の 購 入 | 購 入 期 間 | 本公告の日から 平成26年3月7日 まで | | | | |
| | 販 售 店 | (有)オグラ 津市垂水2870-20 TEL059-228-9811 | | | | |
| 設 計 図 書 等 に 関 す る 質 問 | 提 出 期 限 | 平成26年2月27日 午後5時まで(指定の質問書を使用すること) | | | | |
| | 回 答 日 | 平成26年3月4日 ホームページにて回答 | | | | |
| | 提 出 先 | 調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) FAX 059-229-3333 | | | | |
| 入 札 方 法 等 | 入 札 方 法 | 郵便入札(一般書留・簡易書留に限る) | | | | |
| | 提 出 期 限 | 平成26年3月7日 必着 | | | | |
| | 郵 送 先 | 〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局留 津市役所 調達契約課 宛 | | | | |
| 開 札 日 時 及 び 場 所 | 平成26年3月12日 午前10時15分 津市役所(本庁舎)7階 入札室 | | | | | |
| 予 定 價 格 | 65,987,000 | | 円 (税抜き) | | | |
| 最 低 制 限 價 格 | 有 | | | | | |
| 入 札 保 証 金 | 免 除 | | | | | |
| 契 約 保 証 金 | 契約金額の100分の10以上 | | | | | |
| 前 金 払 | 有 | | | | | |
| 部 分 払 | 無 | | | | | |
| その他の 事項 | <p>・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。ただし、4入札書(2)においては、次のとおり読み替えるものとする。</p> <p>落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>・同種工事実績要件における官公庁等とは、国の機関(独立行政法人、公団、事業団その他政令で定める法人を含む。)、都道府県、市町村等及びコリンズ登録された公益民間企業(交通(鉄道、空港)、資源エネルギー(電気、ガス、石油)、通信会社等)とする。</p> <p>・配置技術者について、3ヶ月以上の雇用関係が継続していること。</p> | | | | | |

事後審査型条件付一般競争入札

426022409

| | | | | | | | | | |
|-----------------------------|--|---|------------------------------|--------|--|--|--|--|--|
| 公 告 日 | 平成26年2月24日 | | 工 事 担 当 課 | 下水道施設課 | | | | | |
| 工 事 名 | 平成25年度下施公補第3号 町屋ポンプ場放流ゲート設置工事 | | | | | | | | |
| 工 事 場 所 | 津市 栗真町屋町 地内 | | | | | | | | |
| 工 事 概 要 | 放流ゲート設置工事 一式 ローラーゲート(有効幅3,500mm×有効高2,000mm) 1門 ローラーゲート(有効幅2,000mm×有効高2,000mm) 1門 フラップゲート(有効幅2,000mm×有効高2,000mm) 1門 | | | | | | | | |
| 工 期 | 契約締結の日から 平成26年11月30日 まで | | | | | | | | |
| 発注業種 | 鋼構造物 | | | | | | | | |
| 参 加 資 格 に 關 す る 事 項 | 建設業許可 | 特定・一般 | | | | | | | |
| | 所在地要件 | 東海三県（三重県、愛知県、岐阜県）内本店又は支店等 | | | | | | | |
| | 格付要件 | なし | | | | | | | |
| | 地 域 ・ 格 付 要 件 | 【プロック】 | 【地区】 | 【格付】 | | | | | |
| | | 【プロック】 | 【地区】 | 【格付】 | | | | | |
| | | 【プロック】 | 【地区】 | 【格付】 | | | | | |
| | 同 種 工 事 実 績 要 件 | 過去10年間の官公庁等元請実績で以下のとおり 鋼構造物工事で発注された下水道施設等のゲート設備(幅×高さが5.6m ² 以上、4方水密ゲートに限る。)の製作又は据付工事。 | | | | | | | |
| | 技術者要件 | 主任(監理)技術者 | 2級土木施工管理技士(土木)又は同等以上の者(専任配置) | | | | | | |
| | | 現場代理人 | 常駐配置(主任技術者と兼務可) | | | | | | |
| | その他要件 | 経営事項審査において発注業種の年平均完成工事高を有すること (審査基準日:平成23年10月1日～平成24年9月30日) | | | | | | | |
| 設 計 図 書 の 閲 覧 | 閲 覧 期 間 | 本公告の日から 平成26年3月7日 まで | | | | | | | |
| | 閲 覧 場 所 | 調達契約課・津北工事事務所・津南工事事務所・津市ホームページ「入札情報」 | | | | | | | |
| 設 計 図 書 の 購 入 | 購 入 期 間 | 本公告の日から 平成26年3月7日 まで | | | | | | | |
| | 販 売 店 | ㈲オグラ 津市垂水2870-20 Tel059-228-9811 | | | | | | | |
| 設 計 図 書 等 に 關 す る 質 問 | 提 出 期 限 | 平成26年2月27日 午後5時まで(指定の質問書を使用すること) | | | | | | | |
| | 回 答 日 | 平成26年3月4日 ホームページにて回答 | | | | | | | |
| | 提 出 先 | 調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) FAX 059-229-3333 | | | | | | | |
| 入 札 方 法 等 | 入 札 方 法 | 郵便入札(一般書留・簡易書留に限る) | | | | | | | |
| | 提 出 期 限 | 平成26年3月7日 必着 | | | | | | | |
| | 郵 送 先 | 〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局留 津市役所 調達契約課 宛 | | | | | | | |
| 開 札 日 時 及 び 場 所 | 平成26年3月12日 午前10時30分 | | | | | | | | |
| | 津市役所(本庁舎)7階 入札室 | | | | | | | | |
| 予 定 価 格 | 40,080,000 | | 円 (税抜き) | | | | | | |
| 最 低 制 限 価 格 | 有 | | | | | | | | |
| 入 札 保 証 金 | 免 除 | | | | | | | | |
| 契 約 保 証 金 | 契約金額の100分の10以上 | | | | | | | | |
| 前 金 払 | 有 | | | | | | | | |
| 部 分 払 | 無 | | | | | | | | |
| そ の 他 | ・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。ただし、4入札書(2)においては、次のとおり読み替えるものとする。 <u>落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</u> | | | | | | | | |
| | ・同種工事実績要件における官公庁等とは、国の機関(独立行政法人、公団、事業団その他政令で定める法人を含む。)、都道府県、市町村等及びコリンズ登録された公益民間企業(交通(鉄道、空港)、資源エネルギー(電気、ガス、石油)、通信会社等)とする。 | | | | | | | | |
| | ・配置技術者について、3ヶ月以上の雇用関係が継続していること。 | | | | | | | | |
| | ※工場製作のみを行う期間においては、配置技術者の変更を認める。 | | | | | | | | |

津市公告第22号

津市一志町波瀬（下之世古）地域内の土地について、国土調査法（昭和26年法律第180号）による地籍調査を行って地図及び簿冊を作成しましたので、同法第17条第1項の規定により公告します。

なお、当該地図及び簿冊は、次のとおり一般の閲覧に供します。

平成26年2月25日

津市長 前 葉 泰 幸

1 地図及び簿冊の名称

津市一志町波瀬（下之世古）地区地籍図及び地籍簿案

2 閲覧期間

平成26年3月6日から平成26年3月26日までの20日間
期間中の土日祝日を除く9時から17時までの間とします。

3 閲覧場所

津市建設部建設政策課

4 異議申し立て

閲覧の結果、誤り等があると認めた場合は、上記の閲覧期間内に、当該調査を行った者に対し、直接又は公告した市長を経由して、訂正の申出をすることができます。

誤り等訂正申出は、書面によることとなっているので、各自印章を持参してください。

誤り等訂正申出書の用紙は、請求があれば閲覧場所で交付します。

津市公告第23号

公共下水道の供用を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条第1項及び第2項の規定により次のとおり公告します。

なお、関係図面は、平成26年3月14日から2週間、津市下水道部下水道政策課において一般の縦覧に供します。

平成26年2月28日

津市長 前葉泰幸

1 供用及び処理を開始する年月日

平成26年3月31日

2 下水を排除及び処理する区域

(1) 流域関連津市公共下水道（雲出川左岸処理区）

半田の一部、大倉の一部、津興の一部、柳山津興の一部、押加部町の一部、藤方の一部、垂水の一部、高茶屋小森町の一部、高茶屋七丁目の一部、城山一丁目の一部、久居北口町の一部、久居明神町の一部、久居野村町の一部

(2) 流域関連津市公共下水道（松阪処理区）

一志町高野の一部、一志町日置の一部、白山町川口の一部、白山町二本木の一部

(3) 津市単独公共下水道（棕本処理区）

芸濃町棕本の一部

3 供用を開始する排水設備の位置

別図（供用開始区域）のとおり

4 供用を開始する排水設備の合流式又は分流式の別

分流式

5 下水の処理を開始する公共下水道の終末処理場の位置及び名称

(1) 流域関連津市公共下水道（雲出川左岸処理区）

津市雲出鋼管町52番地の5

雲出川左岸浄化センター

(2) 流域関連津市公共下水道（松阪処理区）

松阪市高須町3922

松阪浄化センター

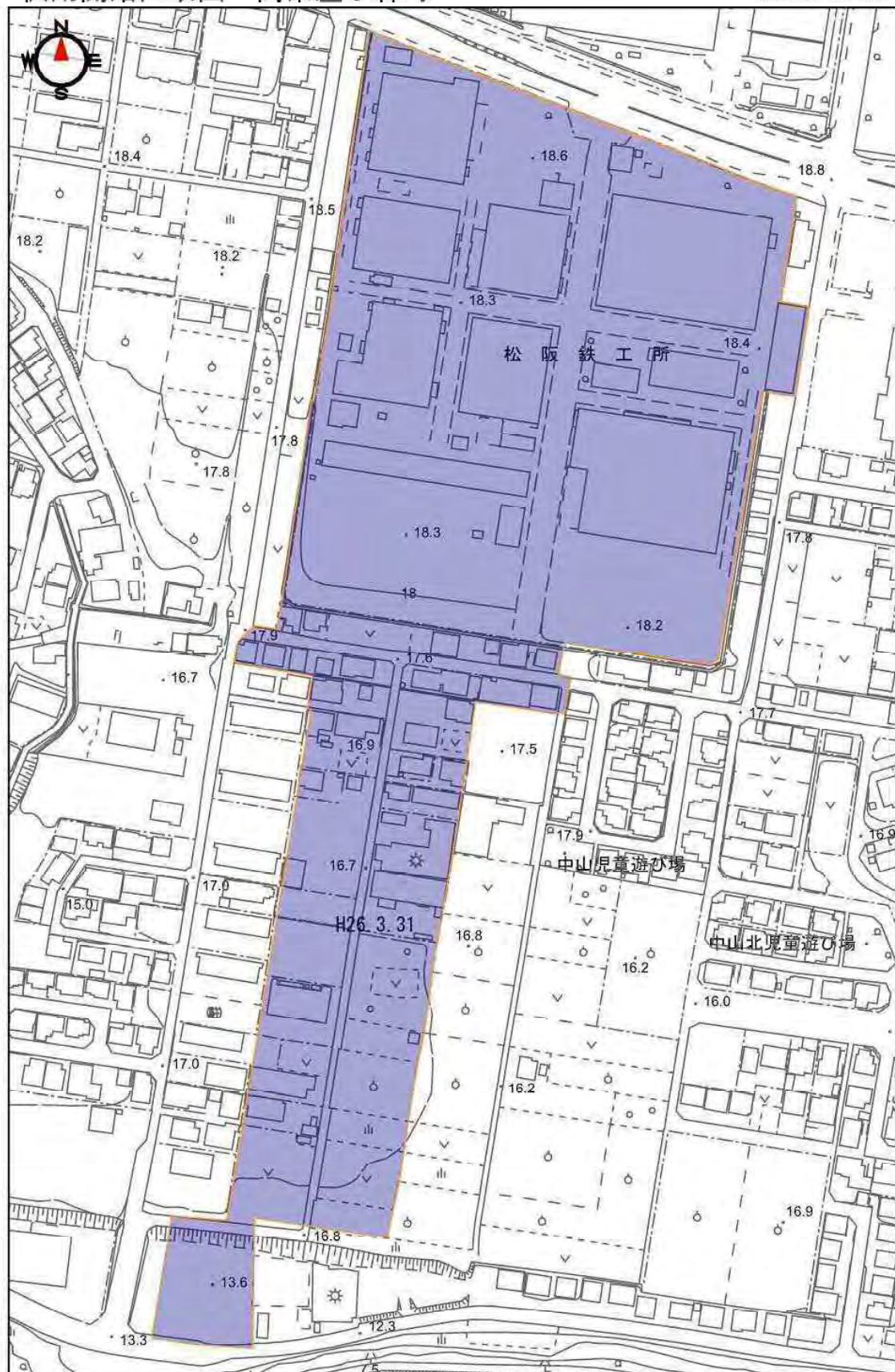
(3) 津市単独公共下水道 (椋本処理区)

津市芸濃町椋本 2576

津市椋本浄化センター

供用開始区域図 高茶屋小森町

H26. 3. 31

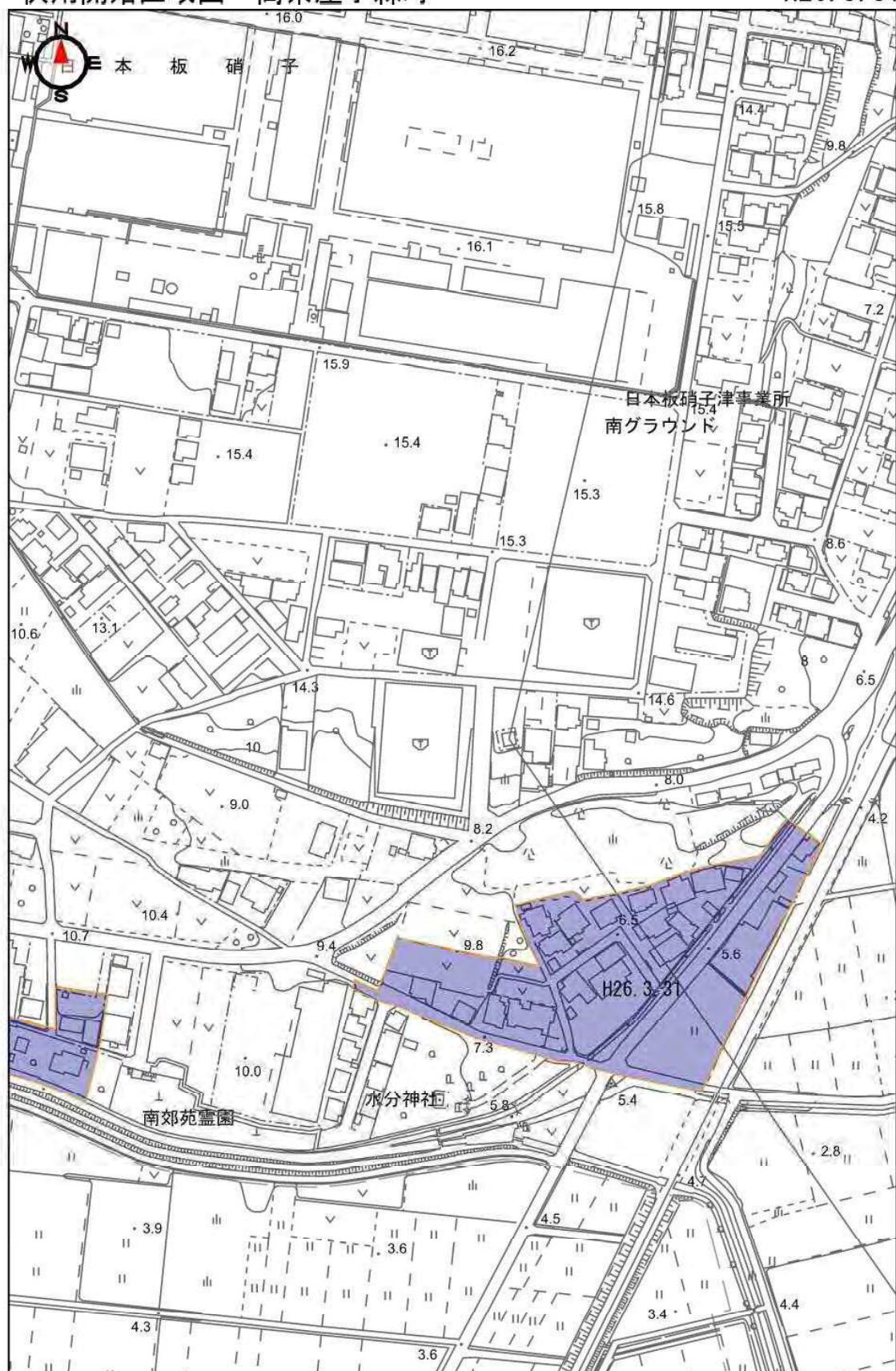


津第3-1処理分区

0 100m
1:2,500

供用開始区域図 高茶屋小森町

H26. 3. 31



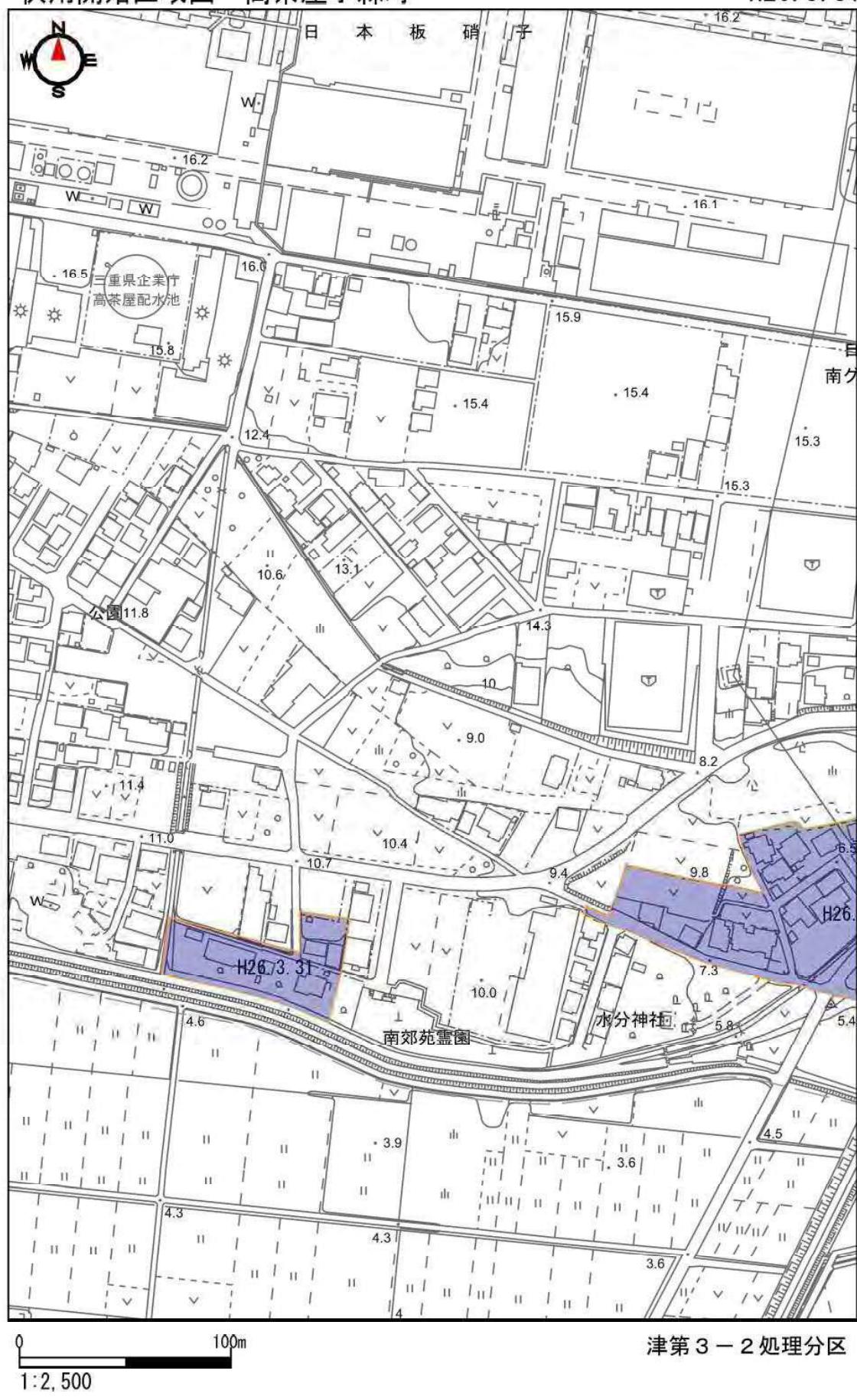
津第3-2処理分区

0 100m

1:2,500

供用開始区域図 高茶屋小森町

H26. 3. 31



供用開始区域図 高茶屋小森町

H26. 3. 31



津第3-2処理分区

供用開始区域図 高茶屋七丁目

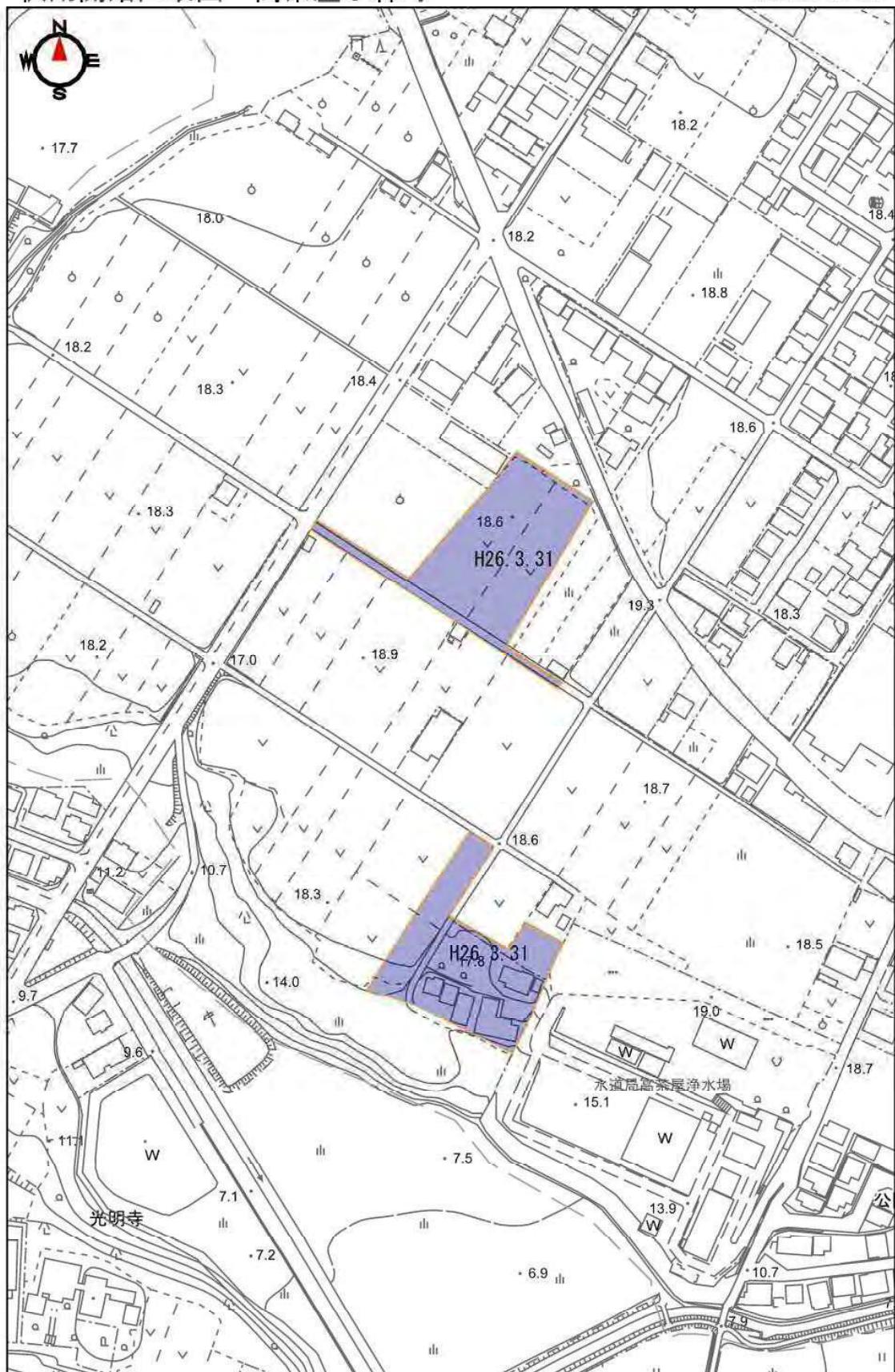
H26.3.31



津第3-2処理分区

供用開始区域図 高茶屋小森町

H26. 3. 31

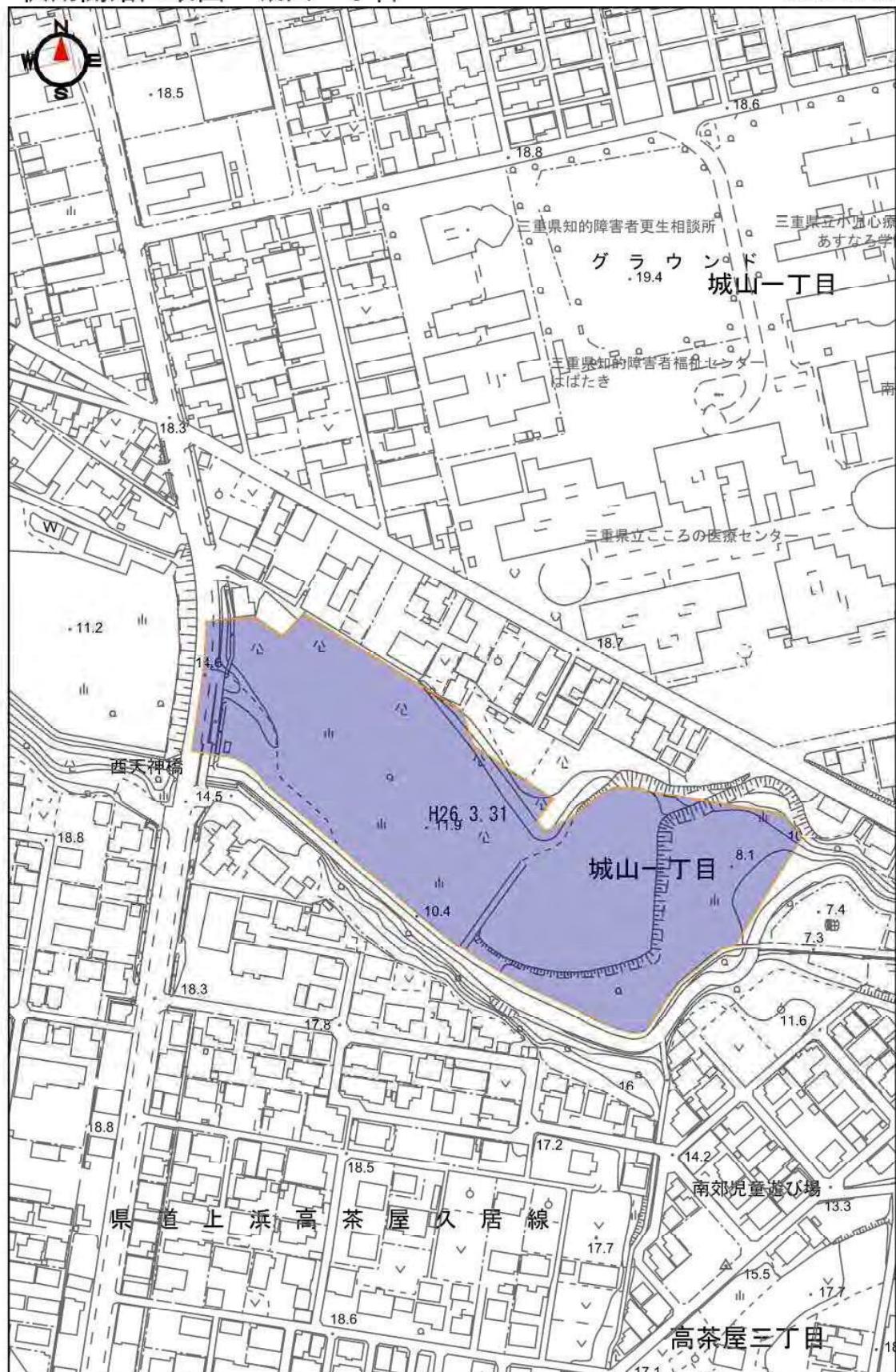


津第3-3処理分区

0 100m
1:2,500

供用開始区域図 城山一丁目

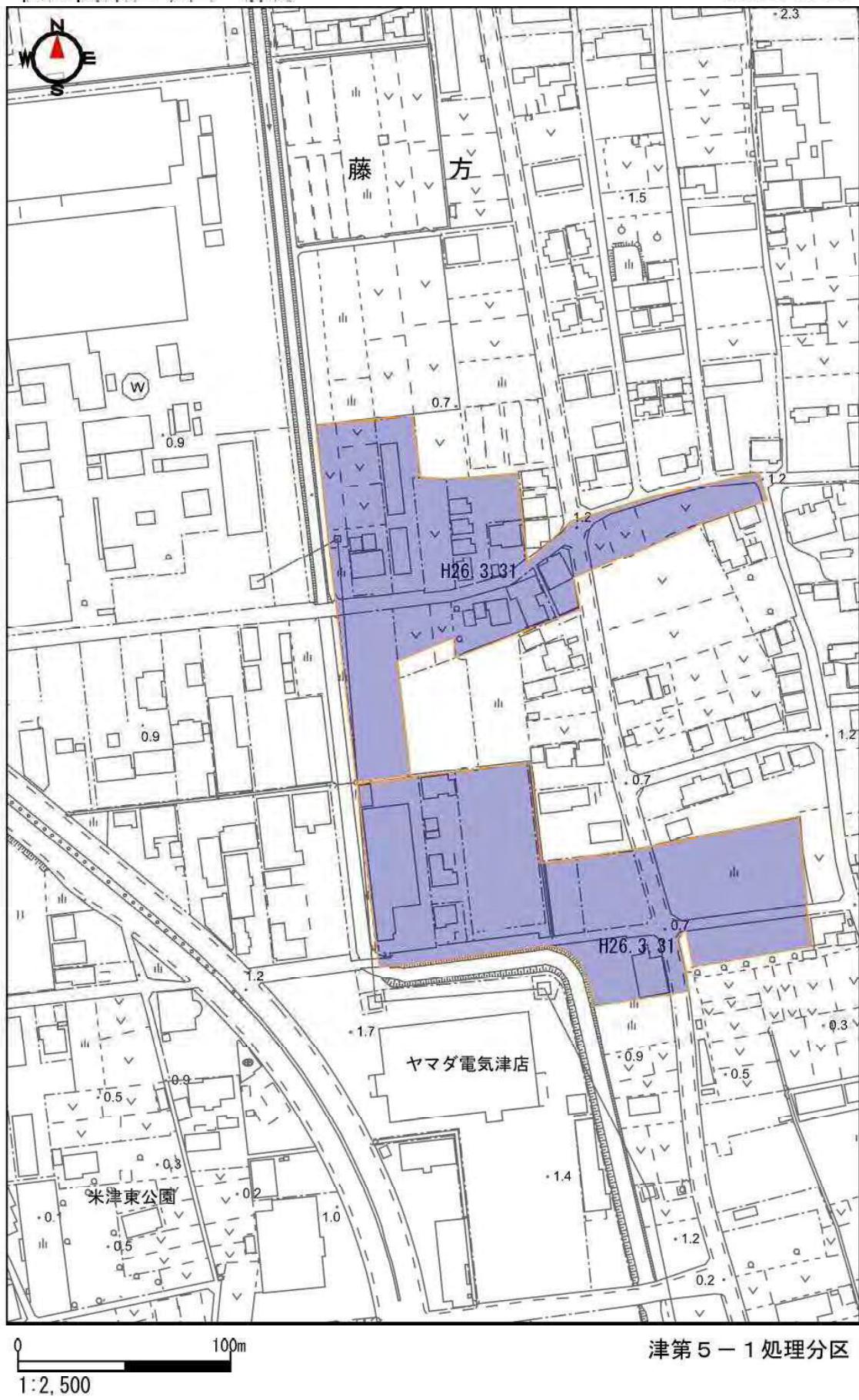
H26. 3. 31



津第4処理分区

供用開始区域図 藤方

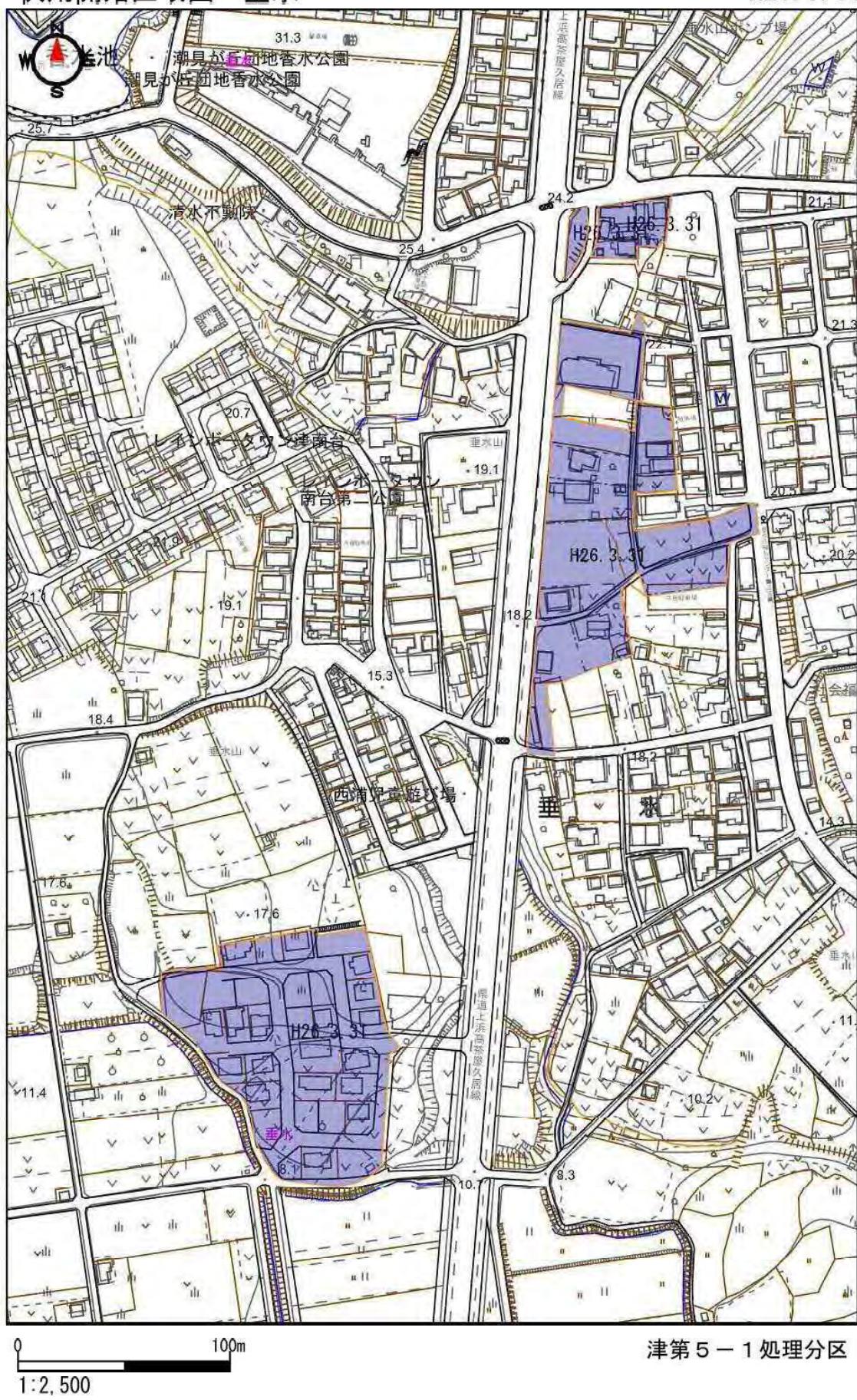
H26. 3. 31



津第5-1 处理分区

供用開始区域図 垂水

H26. 3. 31

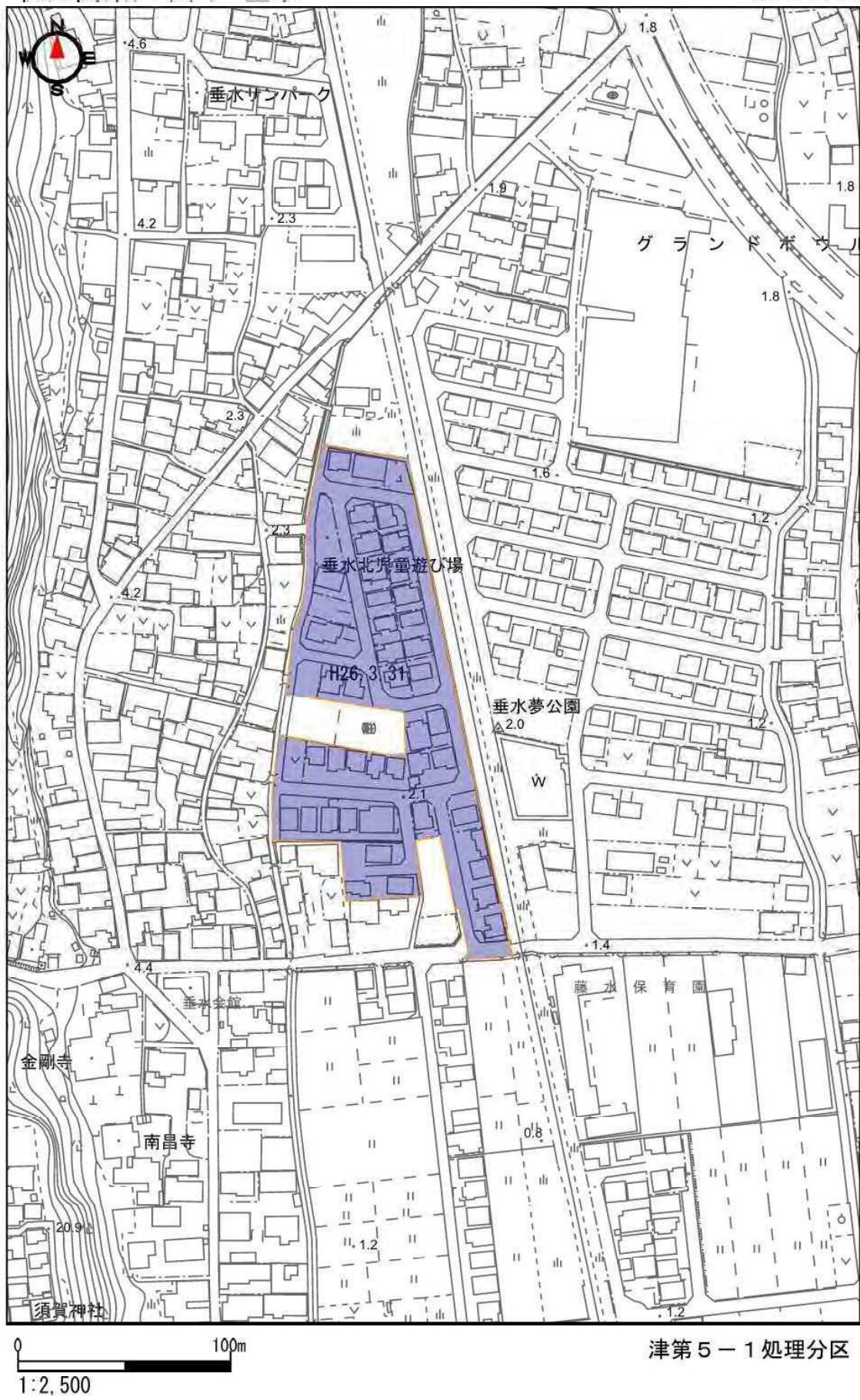


津第5-1処理分区

1:2,500

供用開始区域図 垂水

H26. 3. 31



供用開始区域図 半田

H26. 3. 31



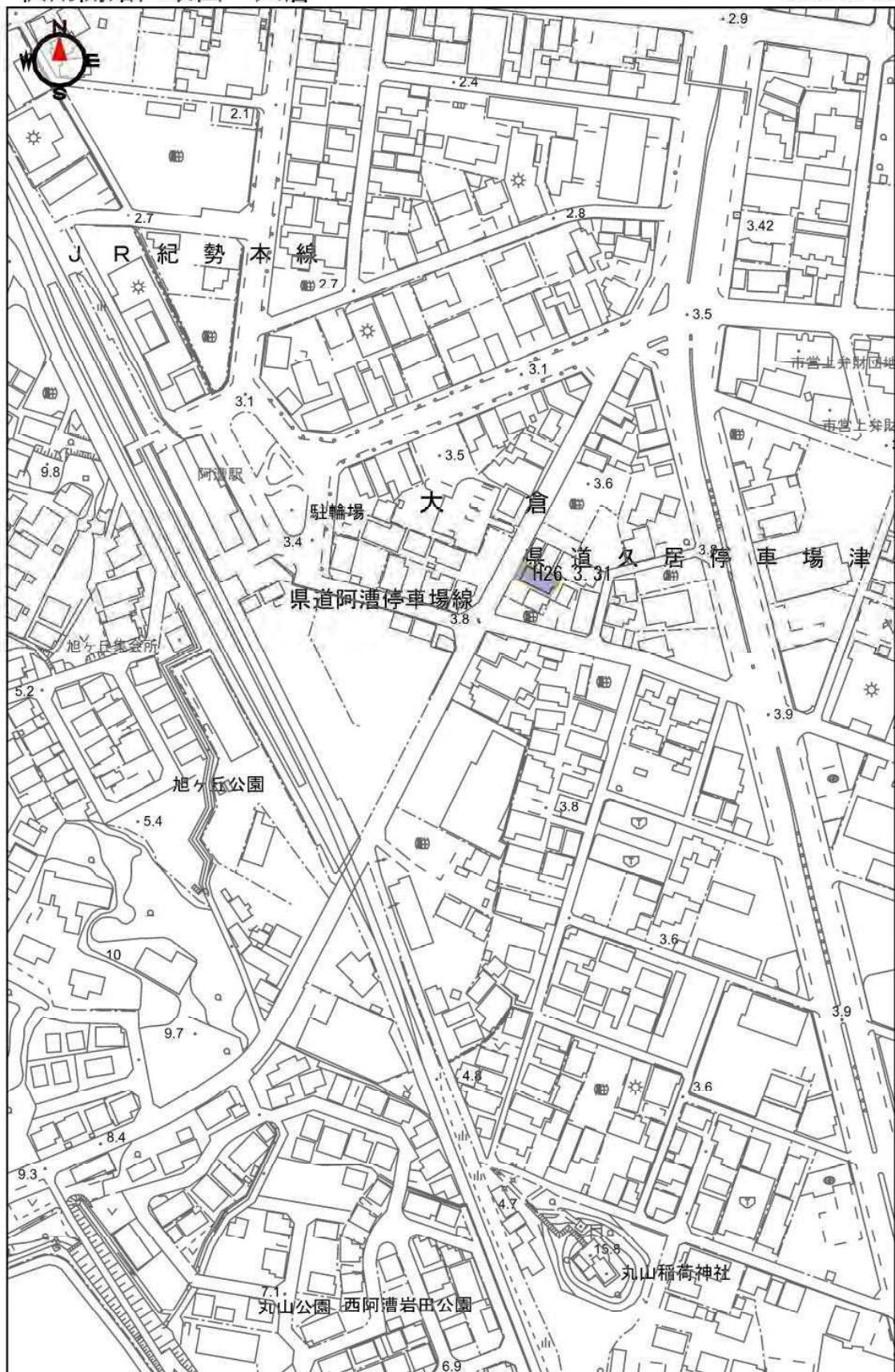
供用開始区域図 半田

H26. 3. 31



供用開始区域図 大倉

H26. 3. 31

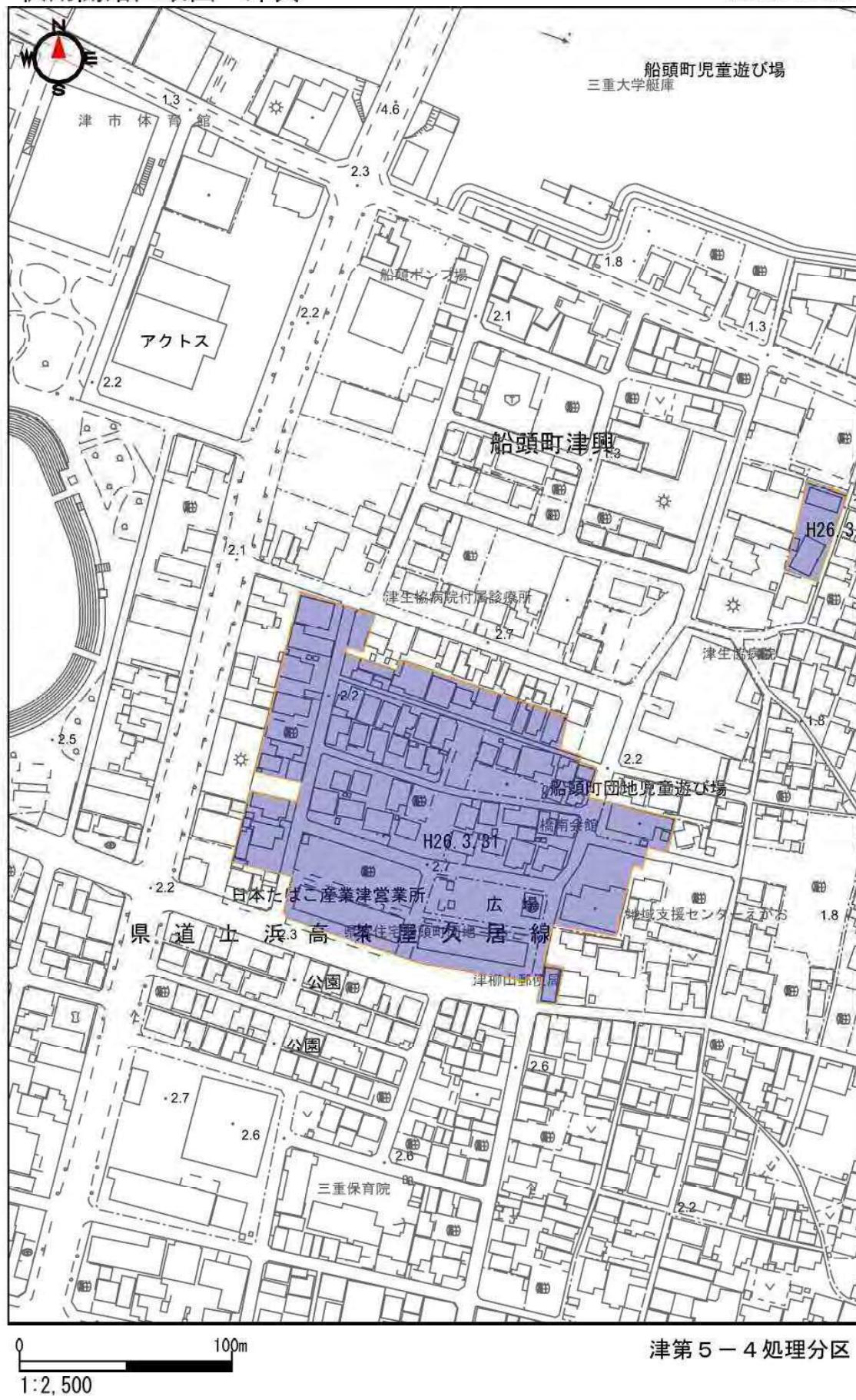


津第5-3处理分区

A scale bar diagram for a map. It features a horizontal line with tick marks at 0 and 100m. Below the line, the scale 1:2,500 is written.

供用開始区域図 津興

H26. 3. 31



津第5-4処理分区

供用開始区域図 津興

H26. 3. 31



津第5-4 处理分区

0 100m
1:2,500

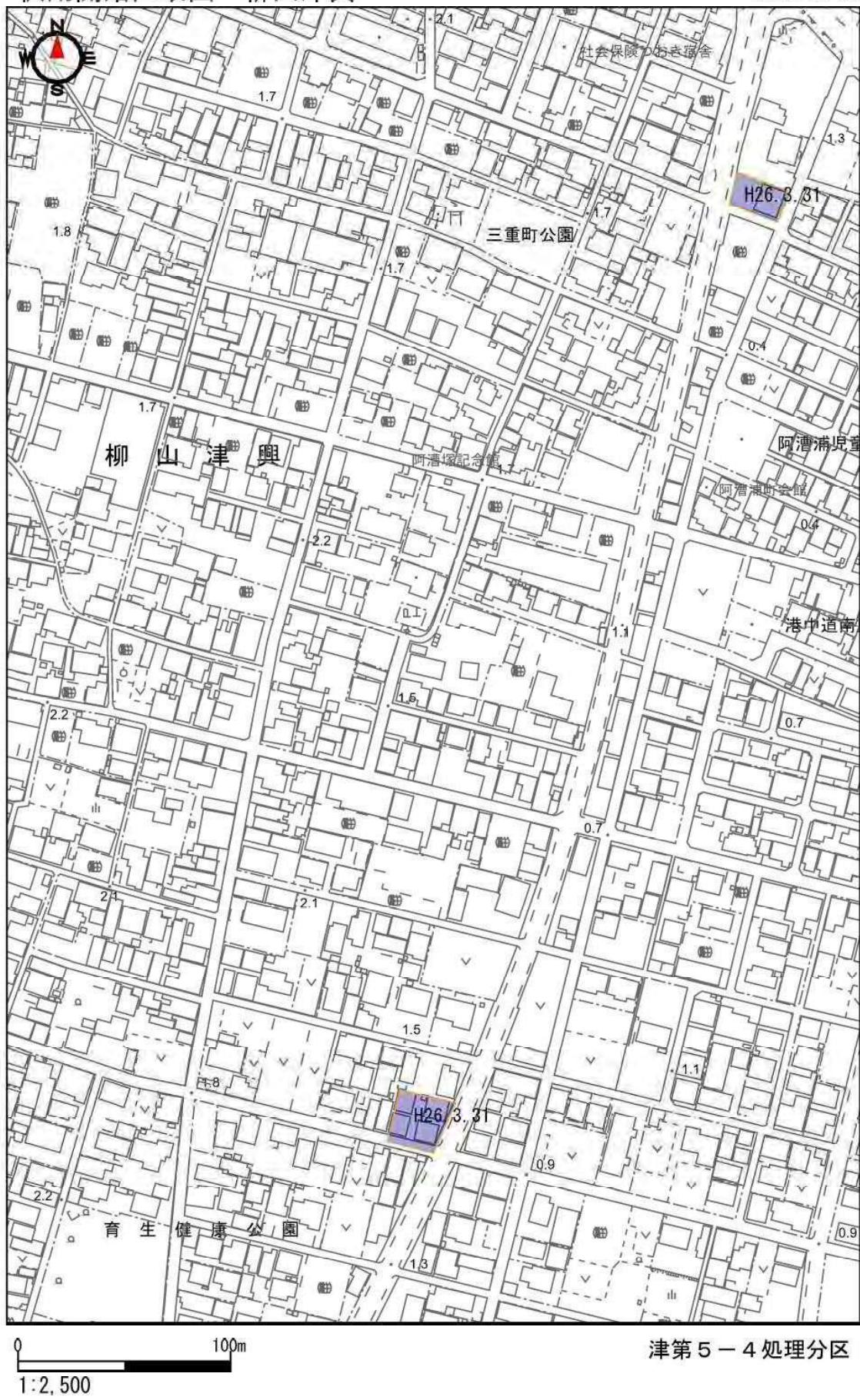
供用開始区域図 津興

H26. 3. 31



供用開始区域図 柳山津興

H26. 3. 31



津第5-4処理分区

0 100m
1:2,500

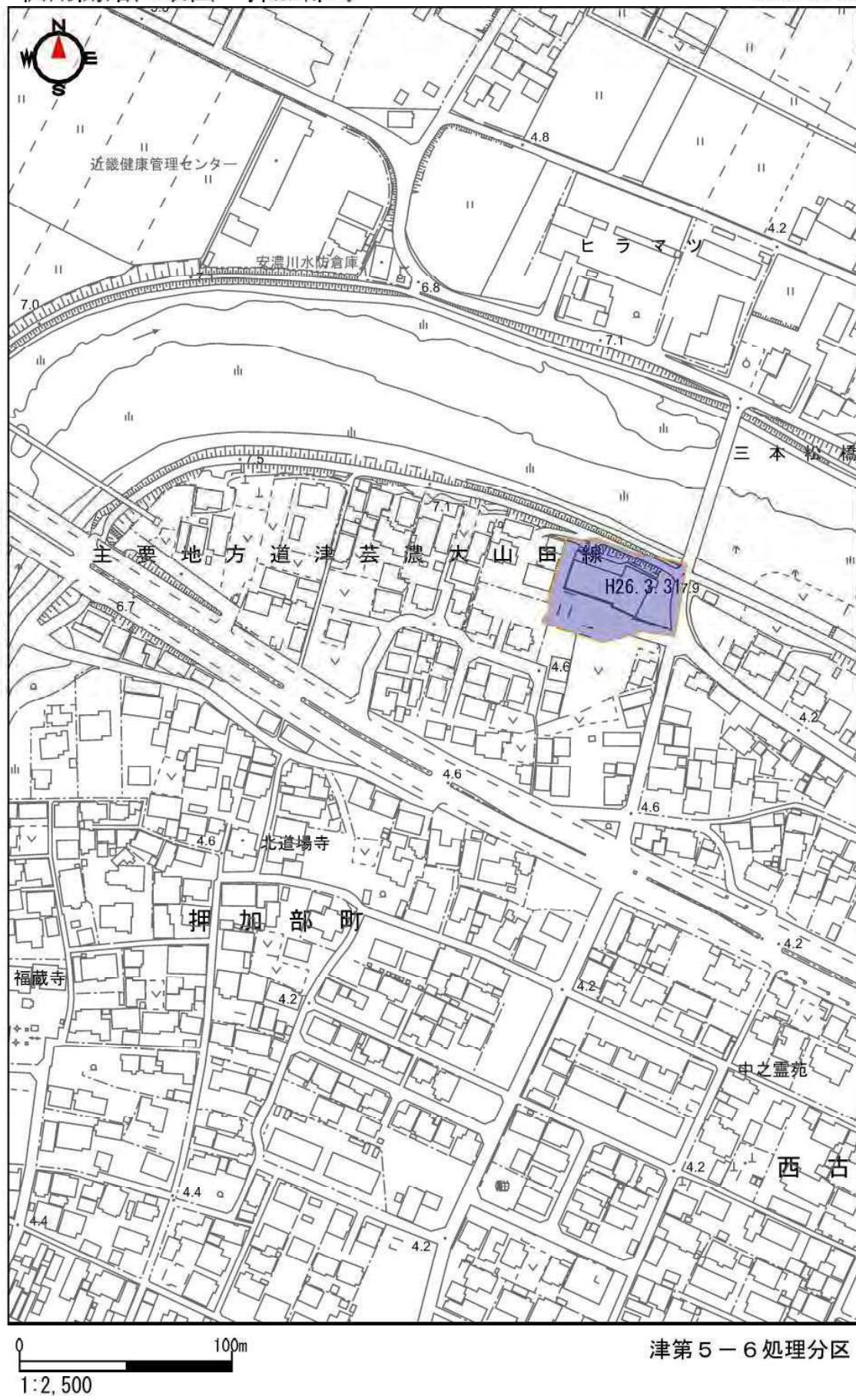
供用開始区域図 半田

H26. 3. 31



供用開始区域図 押加部町

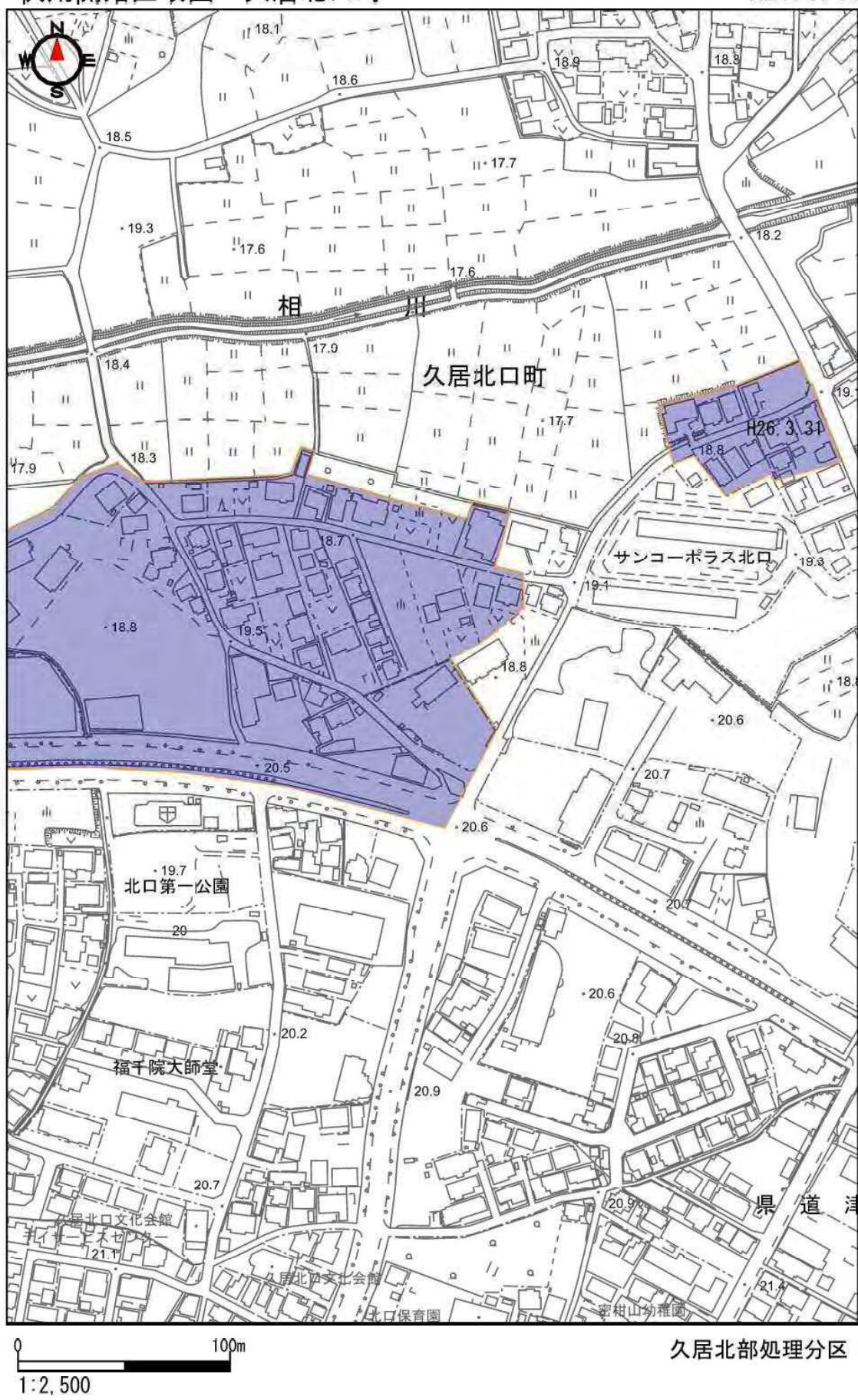
H26. 3. 31



津第5-6処理分区

供用開始区域図 久居北口町

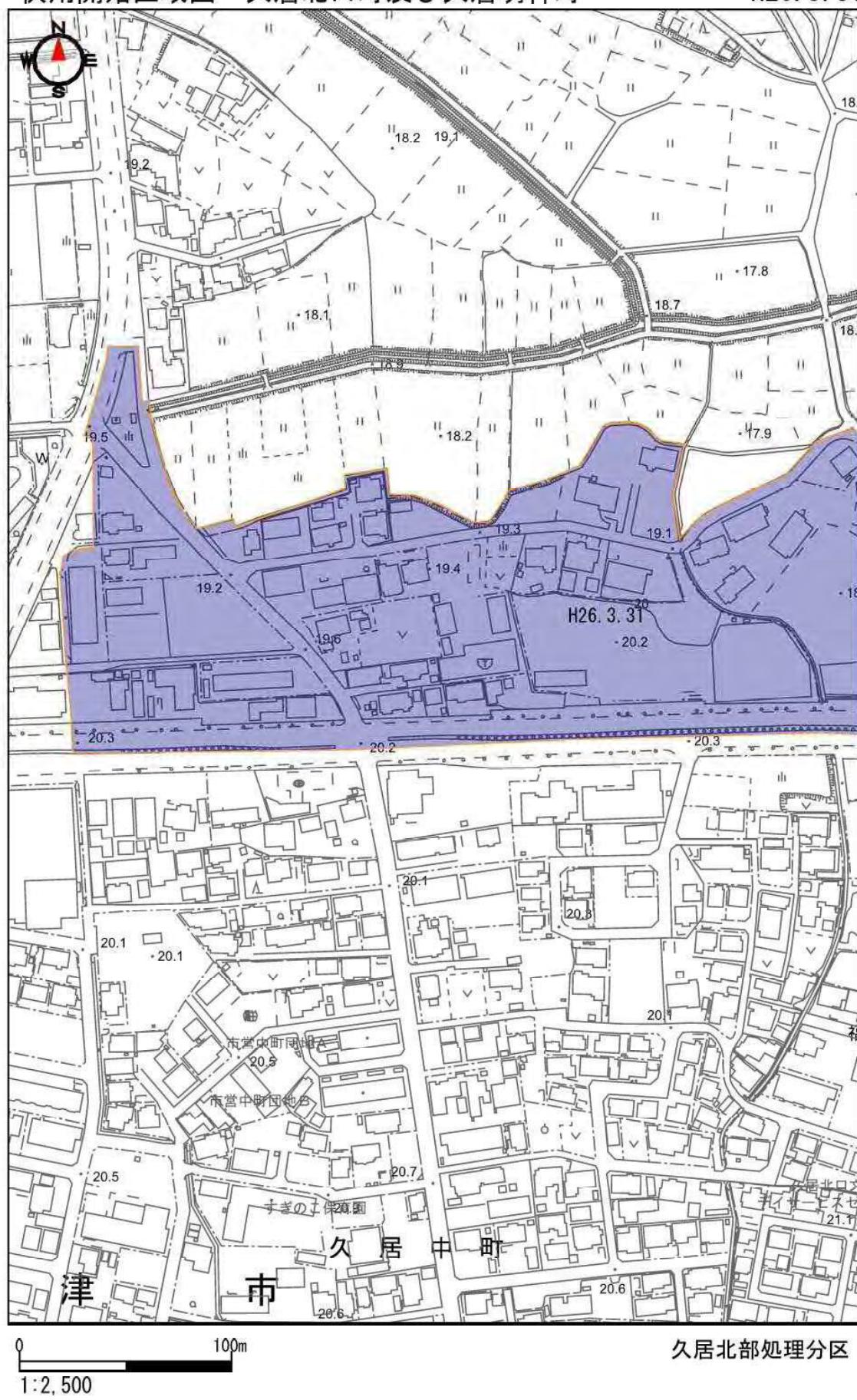
H26. 3. 31



久居北部処理分区

供用開始区域図 久居北口町及び久居明神町

H26. 3. 31



久居北部処理分区

供用開始区域図 久居野村町

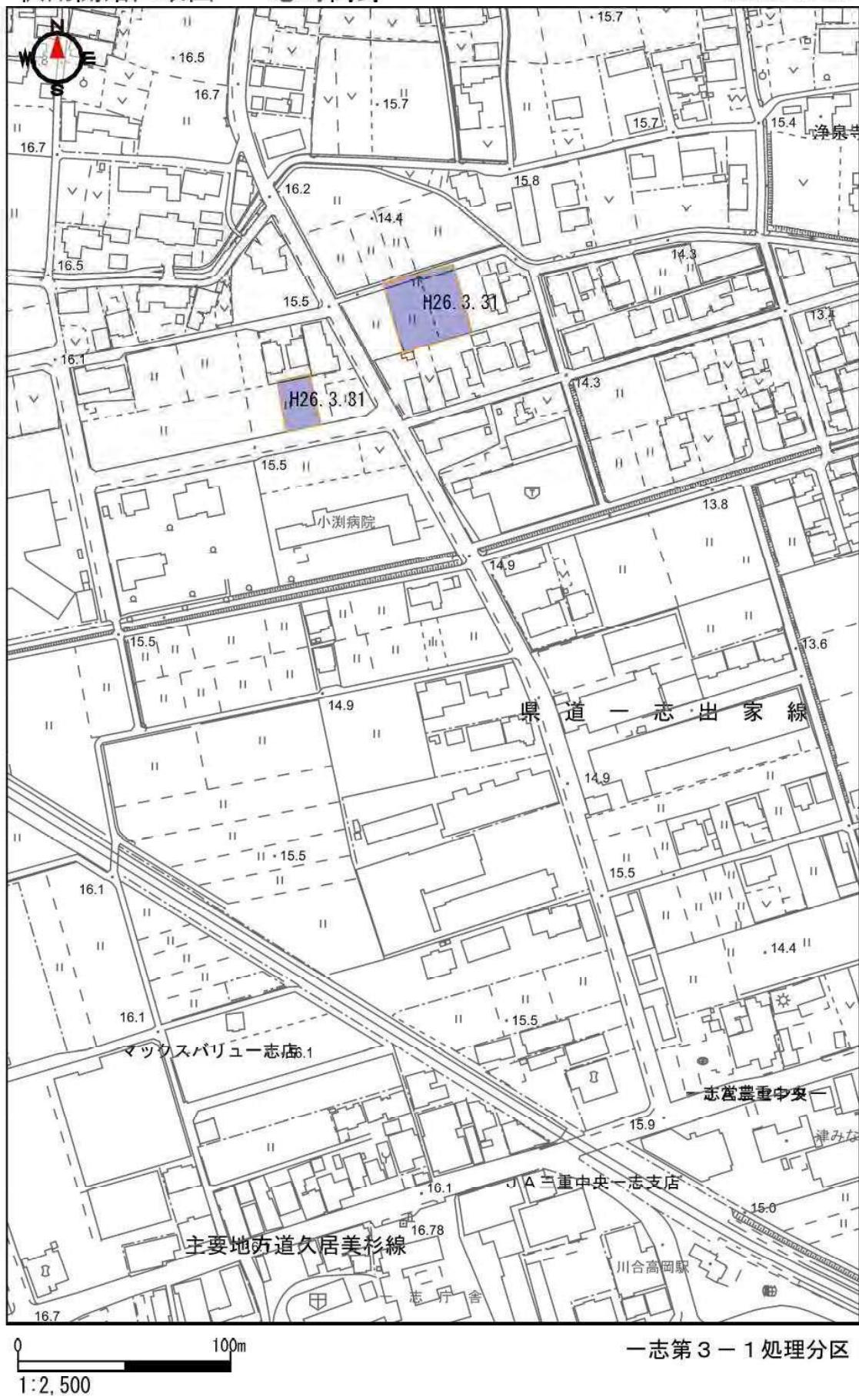
H26. 3. 31



久居北部処理分区

供用開始区域図 一志町高野

H26.3.31



供用開始区域図 一志町日置

H26. 3. 31



供用開始区域図 白山町川口

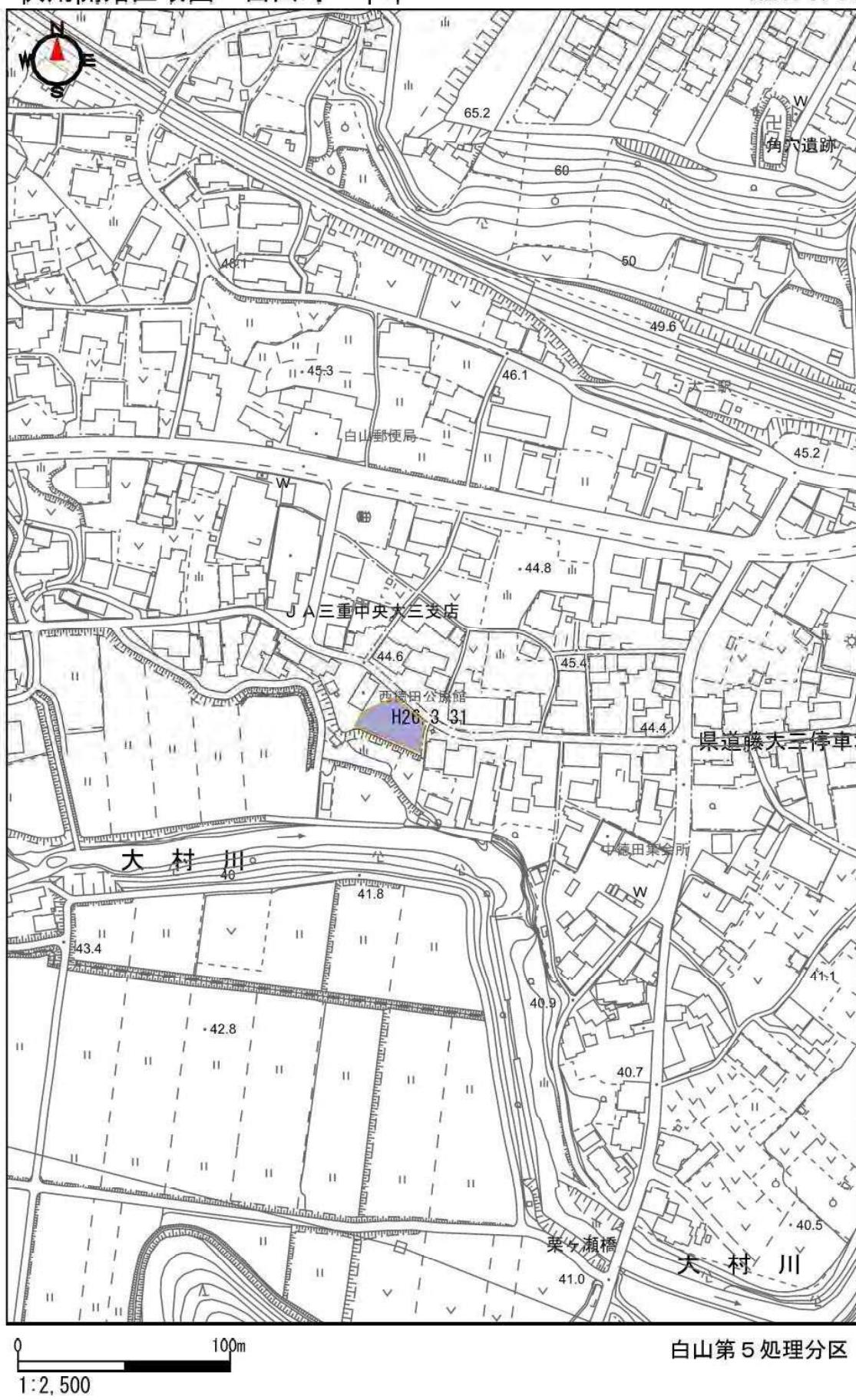
H26. 3. 31



白山第1処理分区

供用開始区域図 白山町二本木

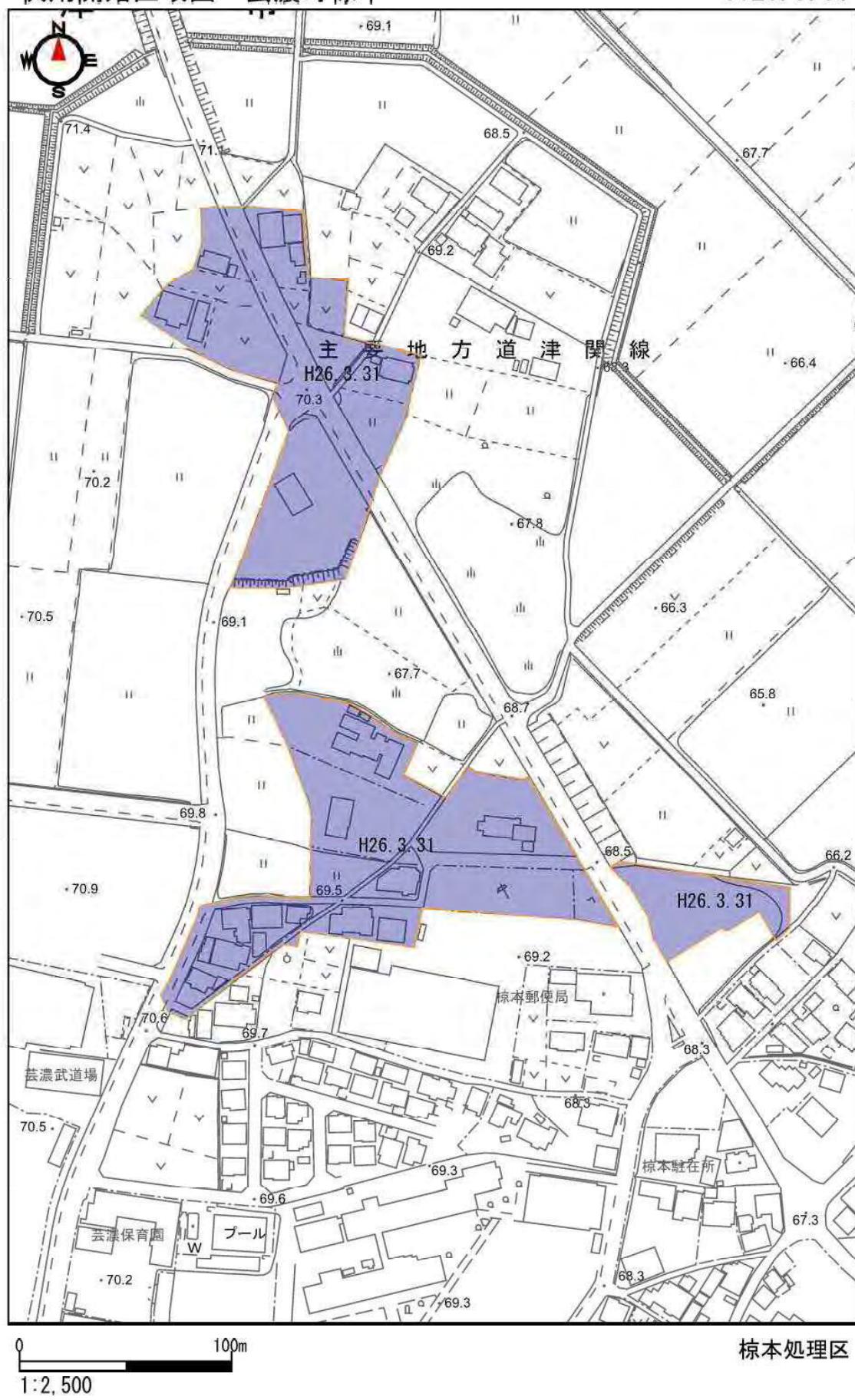
H26. 3. 31



白山第5処理分区

供用開始区域図 芸濃町棕本

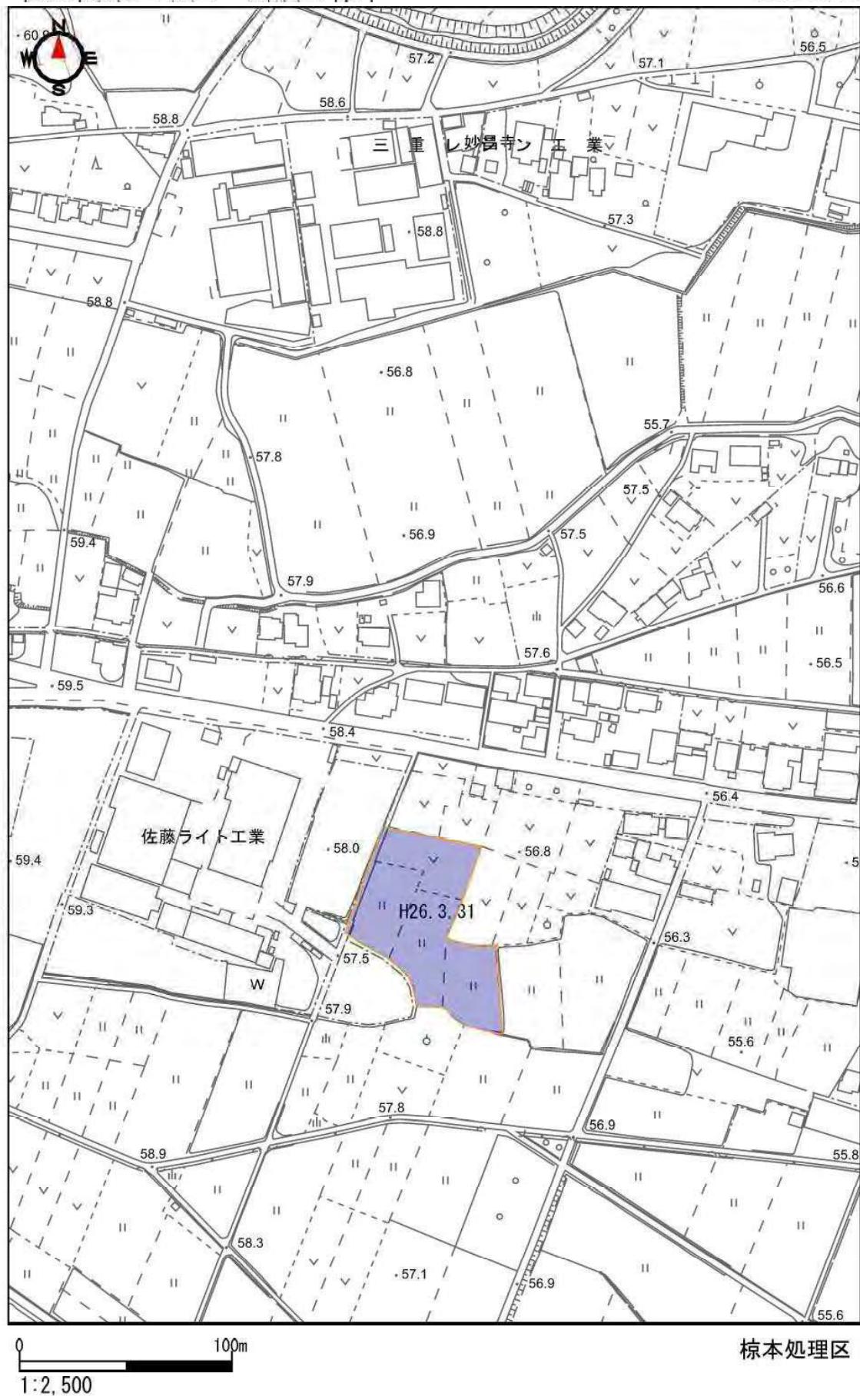
H26. 3. 31



棕本処理区

供用開始区域図 芸濃町椋本

H26. 3. 31



椋本処理区

0 100m
1:2,500

津市公告第24号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了しましたので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告します。

平成26年2月28日

津市長 前 葉 泰 幸

1 工事完了年月日

平成26年2月25日

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

津市津興字高砂30番

3 許可を受けた者の住所及び氏名

津市戸木町2308番地

松本 憲治

津市教育委員会訓令第1号

教育委員会

津市学校サポートセンター設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成26年2月28日

津市教育委員会教育長 中野和代

津市学校サポートセンター設置規程の一部を改正する訓令

津市学校サポートセンター設置規程（平成23年津市教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第4条を第5条とし、第3条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

（所管）

第3条 センターは、津市立教育研究所の所管とする。

附 則

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

津市教育委員会告示第2号

教育委員会を次のとおり招集する。

平成26年2月18日

津市教育委員会

委員長 中 湖 喬

- 1 招集の日時 平成26年2月19日（水） 午後2時から
- 2 招集の場所 教育委員会室
- 3 会議の事件 津市教育委員会点検・評価について

津市教育委員会告示第3号

教育委員会を次のとおり招集する。

平成26年2月20日

津市教育委員会

委員長 中 湖 喬

- 1 招集の日時 平成26年2月21日（金） 午前9時15分から
- 2 招集の場所 教育長室
- 3 会議の事件 教育委員会委員長の選任について

津市教育委員会告示第4号

教育委員会を次のとおり招集する。

平成26年2月20日

津市教育委員会

委員長 中 湖 喬

- 1 招集の日時 平成26年2月21日（金）午前10時から
- 2 招集の場所 教育委員会室
- 3 会議の事件
 - (1) 平成25年度津市一般会計補正予算（第7号）<教委所管分>について
 - (2) 平成26年度津市一般会計予算<教委所管分>について
 - (3) 平成26年度教育方針について
 - (4) 津市図書館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部の改正について

津市教育委員会告示第5号

教育委員会を次のとおり招集する。

平成26年2月28日

津市教育委員会

委員長 石井雅子

- 1 招集の日時 平成26年3月3日（月） 午前9時から
- 2 招集の場所 教育長室
- 3 会議の事件 教育長の任命について

津市選挙管理委員会告示第23号

平成26年1月1日現在にて調製した津市農業委員会委員選挙人名簿の縦覧に
関し、次のとおり定めたので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律
第88号）第11条において読み替えて準用する公職選挙法（昭和26年法律
第100号）第23条第2項の規定により告示する。

平成26年2月19日

津市選挙管理委員会
委員長 坂口 賢次

- | | |
|------------|---|
| 1 縦覧の場所 | 津市選挙管理委員会事務局 |
| 2 縦覧に供する期間 | 平成26年2月23日から同年3月9日まで (毎日午前8時30分から午後5時まで) |

津市選挙管理委員会告示第24号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第1項の規定により選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面の縦覧に関し、次のとおり定めたので同法第23条第2項の規定により告示する。

平成26年2月19日

津市選挙管理委員会
委員長 坂口 賢次

- | | |
|------------|--|
| 1 縦覧の場所 | 津市選挙管理委員会事務局 |
| 2 縦覧に供する期間 | 平成26年3月3日から同月7日まで (毎日午前8時30分から午後5時まで) |

津市選挙管理委員会告示第25号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の6第1項の規定により在外選挙人名簿に登録した者の氏名、経由領事官、最終住所及び生年月日を記載した書面の縦覧に関し、次のとおり定めたので同法第30条の7第2項の規定により告示する。

平成26年2月19日

津市選挙管理委員会
委員長 坂口 賢次

1 縦覧の場所 津市選挙管理委員会事務局

2 縦覧に供する期間 平成26年3月3日から同月7日まで
(毎日午前8時30分から午後5時まで)

津市選挙管理委員会告示第26号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の規定により、次の者を選挙人名簿から抹消したので、同条の規定により告示する。

平成26年2月28日

津市選挙管理委員会
委員長 坂口 賢次

1 抹消者数

| 男 | 女 | 計 |
|-----|----|-----|
| 28人 | 6人 | 34人 |

2 抹消した者の氏名等 津市選挙管理委員会事務局にて保管

3 抹消した年月日 平成26年2月28日